

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和2年度までの進捗状況について

内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局
令和3年6月

目 次

I	関係事業者の取組：基本法第15条関係	
I-1	競馬における取組【農林水産省】	
第1	競馬における広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	1
2	普及啓発の推進	2
第2	競馬におけるアクセス制限等	
1	本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	3
2	競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討	4
3	購入限度額設定システムの早期導入等による、インターネット投票におけるアクセス制限の強化	5
4	競馬場・場外馬券売場のATMの撤去	5
第3	競馬における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	6
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化	6
3	セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	7
第4	競馬における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化	8
2	各主催者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定	8
I-2	競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】	
第1	競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	9
2	普及啓発の推進	10
第2	競輪・オートレースにおけるアクセス制限等	
1	個人認証システムの導入等による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化	11
2	個人認証システムの導入に向けた取組等による、競輪場・オートレース場及び場外車券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化	12
3	購入限度額設定システムの導入によるインターネット投票におけるアクセス制限の強化	13
4	競走場・場外券売場のATMの撤去	13
第3	競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援	14
2	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談体制の強化	14
3	セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	14

第4	競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進	15
2	ギャンブル等依存症対策に関する体制強化	15
I-3	モーターボート競走における取組【国土交通省】	
第1	モーターボート競走における広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	16
2	普及啓発の推進	17
第2	モーターボート競走におけるアクセス制限等	
1	ICT技術の活用による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化	18
2	競走場・場外舟券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化	19
3	購入限度額設定システムの早期導入等によるインターネット投票のアクセス制限の強化	20
4	競走場及び場外舟券売場のATMの撤去	20
第3	モーターボート競走における相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	21
2	ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化	22
3	セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入	22
第4	モーターボート競走における依存症対策の体制整備	
1	従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の新設等による体制強化	23
2	各施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定	23
I-4	ぱちんこにおける取組【警察庁】	
第1	ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方	
1	全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制	24
2	普及啓発の推進	25
第2	ぱちんこにおけるアクセス制限	
1	自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等	26
2	入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施	27
第3	ぱちんこにおける施設内の取組	
1	ぱちんこ営業所のATM等の撤去等	28
2	出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入	28
第4	ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組	
1	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援	29
2	ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介	30
3	リカバリーサポート・ネットワーク(RSN)の相談体制の強化及び機能拡充のための支援	30

第5	ばちんこにおける依存症対策の体制整備	
1	「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化	31
2	ばちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定	32
3	業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置	33
4	第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査	33
5	ばちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善	34
II	相談・治療・回復支援：基本法第16～19条関係	
第1	相談支援：基本法第17条関係	
1	全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備【厚生労働省・総務省】	35
2	ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】	37
3	婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーにおける適切な支援【厚生労働省・総務省】	39
4	消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】	41
5	多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】	42
6	相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】	43
7	日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】	44
第2	治療支援：基本法第16条関係	
1	全都道府県・政令指定都市への依存症治療拠点機関の早期整備【厚生労働省・総務省】	45
2	専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討【厚生労働省】	47
第3	民間団体支援：基本法第19条関係	
1	自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援の一層の活用【厚生労働省・総務省】	48
2	自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）	48
第4	社会復帰支援：基本法第18条関係	
1	就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生労働省・総務省】	49
2	ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】	51
3	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】	52
4	受刑者に対する就労支援の充実【法務省】	52
5	保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】	53
III	予防教育・普及啓発：基本法第14条関係	
1	依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】	54
2	ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】	56
3	地域における普及啓発の支援【消費者庁】	57
4	青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】	58
5	学校教育における指導の充実【文部科学省】	59
6	各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】	60
7	金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】	60
8	職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】	61
IV	依存症対策の基盤整備：基本法第20・21条関係	
第1	各地域の包括的な連携協力体制の構築【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】：基本法第20条関係	62
第2	都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】	63
第3	人材の確保：基本法第21条関係	
1	ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の見直し等【厚生労働省】	64
2	医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】	65
3	保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】	66
4	ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】	68
5	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】	69
6	ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】	70
V	調査研究：基本法第22条関係	
1	ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及【厚生労働省】	71

2	個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査【農 林水産省】	71
3	新たな入場管理方法の調査研究【国土交通省】	72
VI	実態調査：基本法第23条関係	
1	多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題 の実態把握【厚生労働省】	73
2	国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査【消費者庁】	73
3	公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談デー タの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・ 経済産業省】	73
4	ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析に よるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】	74
5	リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析 等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】	74
6	子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響 等の把握【厚生労働省】	75
7	ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】	75
VII	多重債務問題等への取組	
1	貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当 該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】	76
2	ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連 携促進【金融庁】	77
3	違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】	77

ギャンブル等依存症対策推進基本計画 具体的施策の進捗状況（令和2年度）

I 関係事業者の取組

I-1 競馬における取組【農林水産省】

第1 競馬における広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制			
<p>競馬主催者等は、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、令和元年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保、主要レースの広告費の抑制等を盛り込むことを検討。</p>	<p>全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）における広告指針策定作業部会にて、広告・宣伝の内容が射幸心をあおるものにならないよう、広告・宣伝に関する全国的な指針策定の検討・論点を整理中である。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、広告に関する協議は3回）、広告指針策定作業部会を10回、ワーキンググループを3回開催。【令和元・2年度】</p>	<p>広告・宣伝の指針策定については射幸心をあおることのないよう、依存症の専門医等の意見を聞きつつ、また、他の業界の自主基準等も参考にするなど、各公営競技間で連携して進める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 普及啓発の推進			
<p>競馬主催者等は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。</p> <p>○年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。</p> <p>○令和元年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施。</p>	<p>○全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等において、注意喚起標語「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの表示や、注意喚起標語のステッカーを馬券発売機等への掲示により、広く一般に注意喚起を実施している。</p> <p>また、「馬券の購入は20歳になってから」を競馬場内のビジョンによる放映や、20歳未満の者の馬券購入が禁止されている旨の場内放送については、全ての競馬主催者において実施している。</p> <p>○令和元年度の啓発週間においては、競馬主催者等のHPや競馬場内のビジョンや放送による啓発週間の周知、公連協HP及びSNSの開設とともに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。</p> <p>令和2年度の啓発週間においては、農林水産省及び主催者等のHP、公連協のSNSによる啓発週間の周知を行うとともに、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるためポスターの作成による啓発活動を実施した。</p>	<p>○年間を通じた普及啓発活動 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー、競馬場内のビジョン、場内放送等での注意喚起を実施。</p> <p>○啓発週間における取組 【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発週間の周知 ビジョン等での放映 啓発週間ポスターの競馬場等での掲示 各主催者等のHPで特設バナーを掲載 メルマガ配信 ・セミナーの開催 ・公連協HP、ツイッターの開設 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発週間の周知 公連協で啓発週間周知ポスターの新デザインを制作し、公連協HP等へ掲載。 グリーンチャンネル(衛星放送)内における告知 (5月16・17日) 各主催者等のHPで特設バナーを掲載 メルマガ配信 公連協HP、ツイッターでの周知 	<p>引き続き、SNS、ポスターのデジタルデータ等の活用等によるギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動に取り組む必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえながら、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑制につながる知識の普及効果が見込める活動を各公営競技間で検討・実施していく必要がある。</p>

第2 競馬におけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 本人・家族申告によるアクセス制限の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討			
<p>○各競馬主催者は、警備体制の強化等により、入場制限者を確実に把握し、競馬場等への入場制限を実施。</p> <p>○競馬主催者等は、入場制限措置の支援ツールとして、令和元年度から個人認証システムの研究を開始し、3年を目途とした研究を踏まえその導入の可能性を検討。</p>	<p>○入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加等を行うことにより、入場制限者等と思われる者を確認次第、その者の入場を制限している。</p> <p>○競馬場において、数万人という来場者の入退場時及び場内滞在時において、スムーズかつ安全な導線の確保が可能な個人認証のための支援ツールとして顔認証システムの研究を開始し、JRAにおいて令和元年10月から11月にかけて実証実験を実施した。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （平成30年12月末時点 → 令和3年3月末時点）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中央競馬（本人申告） 11件 → 34件 （家族申告） 0件 → 2件 ・地方競馬（本人申告） 1件 → 4件 （家族申告） 0件 → 0件 <p>○実証実験 令和元年10月14日～11月17日の競馬開催日 （東京競馬場及びウインズ銀座で実施）</p> <p>○実証実験での検証結果 ①帽子・サングラス・マスクなどのアイテム装着時は認証精度が下がる、②開門時など入場者が殺到する際に処理が追いつかない場合がある、③日照条件など環境変化への対応（チューニング）が必要などの問題もあるため、認証エンジンの性能向上・技術革新のみならず、カメラの設置場所・台数・チューニング方法など、ハード面・運用面を含めて総合的に更なる検証が必要。</p>	<p>○引き続き、警備員の配置、巡回の実施による入場制限者の把握、入場制限について着実に実施する必要がある。</p> <p>○顔認証システムについては、実証実験の検証結果を踏まえ、実用性や運用性等を含めた導入の可能性を検討できるよう、研究を進める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 競馬場・場外馬券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化及び個人認証システムの活用に向けた検討			
<p>○各競馬主催者は、警備体制の強化等により、20歳未満の者の馬券購入の禁止を徹底。</p> <p>○競馬主催者等は、令和元年度から研究を開始する個人認証システムについて、3年を目途とした研究を踏まえ20歳未満の者の判定への応用可能性を検討。</p>	<p>○20歳未満の者と思われる者に対し、警備員等による声かけ及び身分証明書等による年齢確認を行い、20歳未満の者による馬券の購入及び20歳未満の者のみによる場外馬券売場への入場を防止している。</p> <p>また、「馬券は20歳になってから ほどよく楽しむ大人の遊び」などの標語を、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、馬券発売機等でのステッカー、競馬場内のビジョンによる放映等により表示し、注意喚起を行っている。</p> <p>加えて、令和元年度の大型連休及び啓発期間中は、競馬場内の放送やビジョンでの注意喚起に係る放映の増加、入場口及び馬券発売機付近への警備員等の配置の強化、警備員の場内巡回数の増加を行った。</p> <p>○令和元年10月から11月にかけてJRAで行った顔認証システムの実証実験において、20歳未満の者の判定への応用についても実証実験を行った。</p>	<p>○大型連休中での取組 (平成31年4月27日～5月6日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン等において、注意喚起標語を随時放映。 ・警備員の増員や配置変更、巡回数の増加による警備の強化。 <p>○啓発週間での取組 (令和元年5月14日～5月20日)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビジョン等において、啓発週間の告知を放映。 ・警備員の増員や配置変更、巡回数の増加による警備の強化。 <p>○実証実験 令和元年10月14日～11月17日の競馬開催日 (東京競馬場及びウインズ銀座で実施)</p> <p>○実証実験の結果 「未成年の見逃し」と「明らかな成年を未成年と誤検知」する事象が共に高い割合で発生したため、実用可能なレベルには達していない。</p> <p>精度を高めるためには、年齢推定エンジンの大幅な技術革新の可能性の模索のみならず、顔認証以外(全身画像による判別など)の技術を含めるなど、幅広い実験内容の検討が必要。</p> <p>○農林水産省の取組 令和元年度の大型連休を前に、農林水産省は各競馬主催者等に対し、馬券購入が疑われる20歳未満と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、通知を发出。</p>	<p>○引き続き、警備員の配置、巡回の実施により、20歳未満の者の購入禁止の強化を着実に実施する必要がある。</p> <p>○個人認証システムについては、実証実験の検証結果を踏まえ、実用性や運用性等を含めた導入の可能性を検討できるよう、研究を進める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 購入限度額設定システムの早期導入等による、インターネット投票におけるアクセス制限の強化			
<p>競馬主催者等は、令和2年度に前倒して、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。</p>	<p>中央競馬は令和2年11月20日から、地方競馬は令和2年11月30日から電話・インターネット投票の購入限度額設定システムを導入した。 また、本システムにより、購入限度額設定者に購入限度額と最新の購入額を画面上に表示することで注意喚起を行っている。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） （平成30年12月末時点 → 令和3年3月末時点） 中央競馬（本人申告）643件 → 2,235件 （家族申告）30件 → 73件 地方競馬（本人申告）146件 → 672件 （家族申告）1件 → 4件</p> <p>○購入限度額設定の開始時期 中央競馬 令和2年11月20日 地方競馬 令和2年11月30日（SPAT4、競馬メール）</p> <p>○購入限度額設定者数（令和3年3月末時点） 中央競馬 4,529件 地方競馬 2,870件</p>	<p>導入したシステムについて、インターネット投票利用者等への効果的な周知を行う必要がある。</p>
4 競馬場・場外馬券売場のATMの撤去			
<p>各競馬主催者は、海外発行カード専用ATMを除き、令和元年度から順次、競馬場及び場外馬券売場に設置されているATMを撤去。</p>	<p>ATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定しており、令和2年度においても計画通り順次撤去を行った。</p>	<p>○令和元年度以降、競馬場（中央競馬2か所5台、地方競馬1か所2台）及び場外馬券売場（中央競馬1か所5台、地方競馬1か所1台）のATMを撤去済み（稼働終了を含む）。</p>	<p>残りのATMについても現行契約の更新は行わず、計画通り確実に稼働終了・撤去する必要がある。</p>

第3 競馬における相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援			
<p>競馬主催者等は、他の公営競技と連携して、令和3年度までの支援開始を目指し、令和元年度から、自助グループなどの民間団体等に対する経済的支援策の検討を開始。</p>	<p>公連協において、民間団体に対する支援の補助金総額及び負担方法を決定した。 具体的な支援の方法（補助対象事業、補助率、補助限度額等）や対象団体の選定方法については、補助金交付要綱（案）及び支援事業の募集（案）を作成するなかで継続検討中である。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、民間団体支援に関する協議は1回）、民間団体支援に関する検討作業部会を8回開催。【令和元・2年度】</p> <p>主な検討事項は補助対象事業、補助率、補助限度額等、募集方法。 また、公連協総会において、進捗状況と今後のスケジュールを確認。</p>	<p>引き続き、各公営競技間で連携し、計画的に進める必要がある。</p>
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等における相談体制の強化			
<p>競馬主催者等は、以下の取組を推進。 ○引き続き、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター（公営競技カウンセリングセンター）を積極的に周知。従業員への継続的な研修により、人材を安定的に確保。 ○令和元年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画及び各種対策を改善。</p>	<p>○競馬場及び場外馬券売場におけるポスターやリーフレット、HP、公連協HPや公連協ツイッター等での掲載により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。 啓発週間においては、上記の取組に加え、HPトップページでの特設バナーの掲示により周知した。 各競馬主催者の従業員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を実施し、人材の確保・養成等に努めており、役職員に対してはeラーニングによる研修を実施した。</p> <p>○各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図っている。</p>	<p>○相談受付件数 ・公営競技カウンセリングセンター 平成31年4月～令和2年3月末 251件 令和2年4月～令和3年3月末 347件</p> <p>○相談件数の公表 令和2年5月から公連協HPで相談実績等を公表。</p> <p>○公営競技カウンセリングセンターの周知 各主催者ホームページのトップページにバナー又はアイコンを配置し、利用者の視認性を高めるなど、案内ページへのアクセスを改善。</p> <p>○従業員への依存症対策に係る研修を順次実施。</p> <p>○連携協力体制への参画 競馬主催者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を共有。</p>	<p>○引き続き、公営競技カウンセリングセンターをポスターやHPでの積極的な周知に努める。</p> <p>○各地域の相談・治療機関等をはじめとした地域の連携協力体制も活用した周知や情報共有、知見の収集を行う必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入			
<p>競馬主催者等は、令和元年度中に、自己診断により早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手し、令和2年度中に公表。</p>	<p>公連協において、セルフチェックツールの要件定義、仕様等の検討を行い、全国モーターボート競走施行者協議会が作成し、令和3年3月に公表した。</p>		<p>公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めるとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善していく必要がある。</p>

第4 競馬における依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策最高責任者の新設等による体制強化			
<p>○競馬主催者等は、役職員に対する研修を継続的に実施。</p> <p>○JRAは、令和3年度までに、ギャンブル等依存症対策最高責任者及び専門的スタッフを設置。</p> <p>○各地方競馬主催者は、令和3年度までに、役職員による一元的な指導体制を構築。</p>	<p>○各競馬主催者の役職員、インターネット投票サイトの運営担当者等に対する研修を継続的に実施しており、令和2年度はeラーニング等による研修を実施した。</p> <p>○JRAは役職員への指導的立場となるギャンブル等依存症対策最高責任者を平成31年3月に、専門スタッフについては令和2年3月に設置した。</p> <p>○地方競馬においても、責任者位置づけの明文化を含めたギャンブル等依存症対策実施規程を施行した。</p>	<p>○役職員への研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・JRA：令和元年、令和2年ともに11月に実施。 ・地方競馬：令和元年度延べ12回実施。令和2年度延べ19回実施。 <p>○平成31年3月にJRA常務理事をギャンブル障害対応担当理事に任命（令和2年3月にギャンブル等依存症対策担当理事に改称）。</p> <p>○規程の制定</p> <ul style="list-style-type: none"> -JRA- 令和2年3月に専門スタッフの設置等を規定するギャンブル等依存症対策実施規程を施行。 -地方競馬- 地方競馬において、各主催者幹部をギャンブル等依存症対策に係る責任者と位置づけたギャンブル等依存症対策実施規程を令和2年7月に施行。 	<p>○引き続き、研修を実施し、十分な知識を有する人材の確保・養成等に努める必要がある。</p> <p>○ギャンブル等依存症対策に係る責任者及び専門スタッフについては、令和3年度までの目標を前倒しして設置し、責任体制が構築された。</p>
2 各主催者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定			
<p>競馬主催者等は、令和元年度中に「ギャンブル等依存症対策実施規程」の整備に着手し、令和2年度までに整備。</p>	<p>JRAは、ギャンブル等依存症対策を実施する独立した規程として、広告・宣伝の抑制、各地域の包括的な連携協力体制への参画、ギャンブル等依存症対策最高責任者の設置等に関する事項を盛り込んだ「ギャンブル等依存症対策実施規程」を制定・施行した。</p> <p>地方競馬においても、責任者位置づけの明文化を含めたギャンブル等依存症対策実施規程を策定・施行した。</p>	<p>JRAにおいて、「日本中央競馬会ギャンブル等依存症対策実施規程」を令和2年1月に制定、3月に施行。</p> <p>地方競馬においても令和2年6月、地方競馬活性化会議で了解となり、7月に施行。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策を規程等に基づき計画的に進める必要がある。</p>

I-2 競輪・オートレースにおける取組【経済産業省】
 第1 競輪・オートレースにおける広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制			
<p>競輪についてはJKA及び全国競輪施行者協議会（全輪協）、オートレースについてはJKA及び全国小型自動車競走施行者協議会（全動協）は、それぞれ、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、令和元年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。</p>	<p>全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）における広告指針策定作業部会にて、広告・宣伝の内容が射幸心をあおるものにならないよう、広告・宣伝に関する全国的な指針策定の検討・論点を整理中である。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、広告に関する協議は3回）、広告指針策定作業部会を10回、ワーキンググループを3回開催。【令和元・2年度】</p>	<p>広告・宣伝の指針策定については射幸心をあおることのないよう、依存症の専門医等の意見を聞きつつ、また、他の業界の自主基準等も参考にするなど、各公営競技間で連携して進める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 普及啓発の推進			
<p>競輪・オートレース施行者等は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。</p> <p>○年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。</p> <p>○令和元年度から、啓発週間に、注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施。</p>	<p>○全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告等において、注意喚起標語「車券の購入は20歳になってから。競輪（オートレース）は適度に楽しみましょう」を表示し、また、注意喚起標語のステッカーを車券発売機等に貼付することにより、広く注意喚起を実施している。</p> <p>○令和元年度の啓発週間においては、競輪及びオートレースオフィシャルHPによる啓発週間の周知や、公連協HP及びSNSを開設するとともに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑止につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。</p> <p>令和2年度の啓発週間においては、競輪及びオートレースオフィシャルHPによる啓発週間の周知や、公連協HP及びSNSを活用した啓発活動を実施した。</p>	<p>○年間を通じた普及啓発活動 全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、ステッカー等での注意喚起を実施。</p> <p>○啓発週間における取組 【令和元年度】 啓発週間の周知 ・啓発週間ポスターを競走場等で掲示 ・競輪及びオートレースオフィシャルHPで特設バナーを掲載 セミナーの開催 公連協HP、ツイッターの開設</p> <p>【令和2年度】 啓発週間の周知 ・公連協で啓発週間周知ポスターの新デザインを制作し、公連協HP等へ掲載。 ・競輪及びオートレースオフィシャルHP、各競輪場及びオートレース場HP等で周知 ・競輪及びオートレースオフィシャルHPで特設バナーを掲載 ・公連協HP、ツイッターの投稿</p>	<p>引き続き、SNS、ポスターのデジタルデータ等の活用等によるギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動に取り組む必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえながら、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑止につながる知識の普及効果が見込める活動を各公営競技間で検討・実施していく必要がある。</p>

第2 競輪・オートレースにおけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等												
1 個人認証システムの導入等による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化															
<p>競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはJKA及び全動協において、令和元年度に、個人認証システムを含め、入場管理方法の在り方について検討を実施。</p>	<p>競輪においては全輪協及びJKAで「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について引き続き検討中である。</p> <p>オートレースにおいては、全動協及びJKAで「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について検討を行った結果、入場制限希望者が浜松場における1名のままであることや、警備員及び監視カメラにおいて対応が可能なことから、当面個人認証システム導入については検討を中断する方針とした。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （平成30年12月末時点 → 令和3年3月末時点）</p> <table border="0"> <tr> <td>競輪</td> <td>（本人申告）</td> <td>0件 → 1件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（家族申告）</td> <td>0件 → 0件</td> </tr> <tr> <td>オートレース</td> <td>（本人申告）</td> <td>0件 → 2件</td> </tr> <tr> <td></td> <td>（家族申告）</td> <td>0件 → 0件</td> </tr> </table> <p>○競輪・オートレースのオフィシャルHPに本人・家族申告の申請方法等について詳細を掲載するとともに、競輪（オートレース）独自ポスターを各競輪場・オートレース場等に掲示し、本人・家族申告によるアクセス制限が実施できる旨を周知。</p> <p>○競輪においては、個人認証システムの仕組み、効果、導入した場合の経費概算等について、個人認証システムの実績がある民間事業者複数社にヒアリングを実施。 また、各競輪場等へ個人認証システム設置状況を調査。 加えて、他の公営競技での実証実験の検証結果等を収集。</p> <p>○オートレースにおいては、他の公営競技での個人認証実証実験の検証結果等を収集するとともに、個人認証システムの導入を計画していたものの実施できなかった川口の経緯や、他4場も導入の検討に至っていない状況により当面個人認証システム検討を中断することを第2回オートレースギャンブル依存症対策推進会議に報告した。</p>	競輪	（本人申告）	0件 → 1件		（家族申告）	0件 → 0件	オートレース	（本人申告）	0件 → 2件		（家族申告）	0件 → 0件	<p>アクセス制限制度の認知を向上させるため、ウェブサイトや各地域の相談・治療機関等を通じた周知を積極的に進める必要がある。</p> <p>また、競輪においては、今後、認証精度の向上・コスト・アクセス制限の件数等の状況が変化した際は個人認証システム導入を含めた入場管理方法の在り方について再度、検討を行う必要がある。</p>
競輪	（本人申告）	0件 → 1件													
	（家族申告）	0件 → 0件													
オートレース	（本人申告）	0件 → 2件													
	（家族申告）	0件 → 0件													

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 個人認証システムの導入に向けた取組等による、競輪場・オートレース場及び場外車券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化			
<p>競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはJKA及び全動協は、令和元年度に、個人認証システムを含め、入場管理方法の在り方について検討を実施し、20歳未満の者の車券購入禁止への応用可能性を検討。</p>	<p>20歳未満の者と思われる者に対し、車券を購入しようとする行為が見られなくても警備員等による積極的な声かけ、年齢確認を行い、20歳未満の者による車券の購入禁止を徹底している。</p> <p>また、「車券の購入は20歳になってから。競輪（オートレース）は適度に楽しみましょう。」の標語を、全てのレース開催告知ポスターやテレビコマーシャル、新聞・雑誌広告、車券発売機等でのステッカーによる表示で、注意喚起を行っている。</p> <p>競輪においては全輪協及びJKAで「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」を、オートレースにおいては全動協及びJKAで「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、個人認証システムを含めた入場管理方法の在り方について検討を行っている。</p>	<p>○競輪においては、個人認証システムの仕組み、効果、導入した場合の経費概算等について、個人認証システムの実績がある民間事業者複数社にヒアリングを実施。</p> <p>また、各競輪場等へ個人認証システム設置状況を調査。</p> <p>加えて、他の公営競技での実証実験の検証結果等を収集。</p> <p>○オートレースにおいては、他の公営競技での個人認証実証実験の検証結果等を収集するとともに、個人認証システムの導入を計画していたものの実施できなかった川口の経緯や、他4場も導入の検討に至っていない状況等により当面個人認証システムの検討を中断することを第2回オートレースギャンブル依存症対策推進会議に報告した。</p> <p>○大型連休中（平成31年4月27日～5月6日）での取組</p> <p>・20歳未満の者と思われる者に対する積極的な声かけ、年齢確認の徹底及び注意喚起ポスター等の掲示を徹底。</p> <p>○個人認証システム</p> <p>令和2年3月、「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」及び「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」で競輪・オートレース業界としての方針を決定。今後、個人認証システムを含め、入場管理の在り方について協議を実施。</p> <p>○経済産業省の取組</p> <p>令和元年度の大型連休を前に、経済産業省は全輪協・全動協を通じ、競輪・オートレース施行者に対し、車券購入が疑われる20歳未満の者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、通知を发出。</p>	<p>引き続き、警備員による声かけ等の強化により、20歳未満の者の購入禁止の強化を着実に実施する必要がある。</p> <p>また、競輪においては、今後、認証精度の向上・コスト等の状況が変化した際は個人認証システム導入を含めた入場管理方法の在り方について再度、検討を行う必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 購入限度額設定システムの導入によるインターネット投票におけるアクセス制限の強化			
競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはオートレース振興協会は、遅くとも令和4年度までに、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。	競輪についてはシステムの基本設計、オートレースについてはアプリケーション製造工程に入っており、その中でインターネット投票の購入限度額設定システムを導入する。	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） （平成30年12月末時点 → 令和3年3月末時点）</p> <p>競輪 （本人申告） 59件 → 445件 （家族申告） 2件 → 8件</p> <p>オートレース （本人申告） 17件 → 58件 （家族申告） 1件 → 2件</p> <p>○購入限度額設定システムについては、システム改修を行う上での申込み方法や設定額等の要件を決定。</p>	システム開発を着実に進めるとともに、導入に際して、インターネット投票利用者等への効果的な周知方法の検討を行う必要がある。
4 競走場・場外券売場のATMの撤去			
競輪施行者及び場外車券発売事業者は、令和元年度から順次、競輪場及び場外車券売場に設置しているATMを撤去。	ATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定しており、令和2年度においても計画通り順次撤去を行った。 なお、オートレースにおいては、すべてのATMを撤去済みである。	○令和元年度以降、競輪場（1か所1台）、場外車券売場（6か所6台）のATMを撤去済み。	残りのATMについても現行契約の更新は行わず、計画通り確実に撤去する必要がある。

第3 競輪・オートレースにおける相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 自助グループをはじめとする民間団体に対する経済的支援			
<p>JKAは、令和元年度から、補助事業を適切に周知し、自助グループなどの民間団体の取組に対する経済的支援を推進。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で適切に周知し、補助事業の募集を行った。</p>	<p>○JKA補助事業の補助方針において、「ギャンブル等依存症対策に関する支援活動」及び「ギャンブル等依存症に係る研究」の2つの補助メニューを明記し、ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることをウェブサイトやパンフレット等で周知し、募集を実施。 ○応募のあった大学の「研究補助」事業（令和2年度2事業、令和3年度3事業）について採択し、補助事業として実施。</p>	<p>引き続き、自助グループなどの民間団体の取組に対する経済的支援をするため、ギャンブル等依存症対策事業がJKA補助事業の対象であることを更に周知する。 なお、周知に当たっては、コロナ禍を踏まえた周知方法の改善等を行う必要がある。</p>
2 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンター等の相談体制の強化			
<p>○競輪・オートレース施行者及びJKAは、引き続き、相談窓口や公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターを積極的に周知。 ○競輪・オートレース施行者は、令和元年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、各種対策を改善。</p>	<p>○競輪場・オートレース場等におけるポスター、ステッカーや競輪・オートレースオフィシャルHP、JKAコーポレートサイト、JKA補助事業HP、公連協HPや公連協ツイッター等での掲示により、公営競技カウンセリングセンターの問合せ先等を周知している。 ○競輪・オートレース施行者においては各地域の包括的な連携協力体制の構築に向け、都道府県等が開催する会議に委員として参画している。</p>	<p>○相談受付件数 ・公営競技カウンセリングセンター 平成31年4月～令和2年3月末 251件 令和2年4月～令和3年3月末 347件 ○相談件数の公表 令和2年5月から公連協HPで相談実績等を公表。 ○連携協力体制への参画 競輪・オートレース施行者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を共有。</p>	<p>○引き続き、公営競技カウンセリングセンターをポスターやHPでの積極的な周知に努める。 ○各地域の相談・治療機関等をはじめとした地域の連携協力体制も活用した周知や情報共有、知見の収集を行う必要がある。</p>
3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入			
<p>JKA、全輪協及び全動協は、令和元年度から、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手。</p>	<p>公連協において、セルフチェックツールの要件定義、仕様等の検討を行い、全国モーターボート競走施行者協議会が作成し、令和3年3月に公表した。</p>		<p>公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めるとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善していく必要がある。</p>

第4 競輪・オートレースにおける依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 従業員教育の推進			
<p>全輪協及び全動協は、令和元年度以降、定期的な従業員研修を実施。</p>	<p>全輪協は競輪施行者に向けた研修会の開催やギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるために、競輪施行者に向けたギャンブル等依存症に関する資料をデータで送付した。</p> <p>全動協は、他の公営競技で開催した研修会のDVD及び全輪協研修会資料を各場に配布し、研修実施を要請するとともにギャンブル依存症に関する書籍（2種類）を各場に配布した。</p> <p>また、全施行者が参加する会議において、ギャンブル依存症に関する事項を議題として取り上げる等意識啓発を図った。</p> <p>競輪及びオートレースにおいて、役職員研修の実施を盛り込んだギャンブル依存症対策実施規程を施行。</p> <p>競輪は令和3年3月22日施行、オートレースは同年2月17日施行。</p>		<p>施行者の人事異動等による一時的な対応レベルの低下を生じさせないよう定期的に研修を実施していく必要がある。</p> <p>新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえながら、ギャンブル等依存症の知識の向上や理解を深めるための取組を考えていく必要がある。</p>
2 ギャンブル等依存症対策に関する体制強化			
<p>競輪についてはJKA及び全輪協、オートレースについてはJKA及び全動協は、令和元年度に、業界全体のギャンブル等依存症対策の体制整備等の検討を実施。</p>	<p>令和2年3月、競輪においては全輪協及びJKAで「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」、オートレースにおいては全動協及びJKAで「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」の設置を行い、ギャンブル等依存症対策の検討体制を構築し、基本計画に則った検討課題について協議を開始した。</p> <p>競輪及びオートレースにおいて、各関係者が一体となって依存症対策を行うための「ギャンブル依存症対策実施規程」を策定した。</p> <p>競輪は令和3年3月22日施行、オートレースは同年2月17日施行。</p>	<p>「競輪ギャンブル依存症対策推進会議」及び「オートレースギャンブル依存症対策推進会議」を設置し、毎年度開催し、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に則った検討課題について協議。</p> <p>○依存症対策責任体制の構築 令和2年3月、上記会議を競輪・オートレース業界のギャンブル等依存症対策に関する意思決定機関とすることを決定。</p>	<p>引き続き、関係団体間で連携して検討し、計画的に進める必要がある。</p>

I-3 モーターボート競走における取組【国土交通省】
 第1 モーターボート競走における広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制			
<p>全国モーターボート競走施行者協議会、日本モーターボート競走会、日本財団、日本モーターボート選手会及びBOATRACE振興会（モーターボート競走関係団体）は、広告・宣伝が射幸心をあおるものにならないよう、令和元年度中に広告・宣伝に関する全国的な指針の策定に着手し、令和3年度までに公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込む。</p>	<p>全国公営競技施行者連絡協議会（公連協）における広告指針策定作業部会にて、広告・宣伝の内容が射幸心をあおるものにならないよう、広告・宣伝に関する全国的な指針策定の検討・論点を整理中である。</p>	<p>○公連協における検討実績 令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、広告に関する協議は3回）、広告指針策定作業部会を10回、ワーキンググループを3回開催。【令和元・2年度】</p>	<p>広告・宣伝の指針策定については射幸心をあおることのないよう、依存症の専門医等の意見を聞きつつ、また、他の業界の自主基準等も参考にするなど、各公営競技間で連携して進める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 普及啓発の推進			
<p>全国モーターボート競走施行者協議会（全施協）は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。</p> <p>○年間を通じて、ギャンブル等依存症に関する普及啓発活動を実施。</p> <p>○令和元年度から、啓発週間に注意喚起ポスター等の作成・掲示、新大学生・新社会人等を対象としたセミナーの開催などの取組を実施。</p>	<p>○施行者等は、啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルウェブサイトやインターネット投票サイト等において、注意喚起標語「無理のない資金で、余裕を持ってお楽しみください。」などの表示や注意喚起標語ステッカーの舟券発売機等への掲示等、競走場等HPやインターネット投票サイトでの相談窓口案内や支援センター作成リーフレットの相談窓口での配布等広く一般に注意喚起を従前から継続的に実施している。</p> <p>支援センターは、ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発のためのリーフレット及び漫画を作成し、継続して施行者等へ提供し、ホームページにおいて公開している。</p> <p>また、SNS等に広告を展開し、相談窓口（サポートコール）へ繋がるよう促した。</p> <p>○令和元年度の啓発週間においては、施行者等のHP、競走場の場内モニターやアナウンスによる啓発週間の周知、公連協HP及びSNSの開設、街頭啓発活動とともに、新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めるため、発生抑制につながる知識の普及といった啓発活動（ポスター、セミナー等）を実施した。</p> <p>令和2年度の啓発週間においては、オフィシャルHP（ローテーションバナー）、施行者等のHP、公連協HPによる啓発週間の周知及びSNSを活用した啓発活動を実施した。</p>	<p>○年間を通じた普及啓発活動</p> <ul style="list-style-type: none"> ・啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルウェブサイトやインターネット投票サイト、ステッカー等での注意喚起を実施。 ・競走場等HPやインターネット投票サイトでの相談窓口案内や支援センター作成リーフレットの相談窓口での配布等広く一般に注意喚起を従前から継続的に実施。 ・支援センターは、SNSを活用した青少年に対する普及啓発活動を実施。 <p>○啓発週間における取組</p> <p>【令和元年度】</p> <p>啓発週間の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・場内モニター、場内アナウンスによる啓発活動の強化 ・モーターボート競走関係団体及び施行者等のウェブサイトの特設バナーを掲載 ・啓発週間ポスターを競走場等で掲示 ・支援センターによる街頭啓発活動 ・支援センターによるSNS活動 ・プロモーション広告の実施 <p>セミナーの開催 公連協HP、ツイッターの開設</p> <p>【令和2年度】</p> <p>啓発週間の周知</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公連協で啓発週間周知ポスターの新デザインを制作し、公連協HP等へ掲載。 <p>公連協HP、ツイッターの投稿</p> <p>○支援センターによるSNS活動及びプロモーション広告の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タダコピ、マンガコンテンツ、セルフチェックツール、解説動画 	<p>引き続き、SNS、ポスターのデジタルデータ等の活用等によるギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動に取り組む必要がある。</p> <p>また、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点を踏まえながら、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深め、発生抑制につながる知識の普及効果が見込める活動を各公営競技間で検討・実施していく必要がある。</p>

第2 モーターボート競走におけるアクセス制限等

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 ICT技術の活用による、本人・家族申告によるアクセス制限の強化			
<p>全施協は、以下の取組を推進。 ○令和元年度中に、本人・家族申告によるアクセス制限の周知方法を見直し。 ○令和元年度から3年間を目的に、ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、その導入の可能性を検討。</p>	<p>○本人・家族申告によるアクセス制限制度のホームページでの周知方法については、令和元年度において見直し・修正を既に行っており、令和2年度も継続実施している。</p> <p>○ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、令和元年11月から12月にかけて、顔認証システムの実証実験を実施した。 この実証実験結果をもとに検証を行い、次の競走場等での実験につなげる。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（場・場外） （平成30年12月末時点 → 令和3年3月末時点） （本人申告） 6件 → 34件 （家族申告） 0件 → 0件</p> <p>○入場管理方法の研究 令和元年度に各メーカーの展示会等を訪問し、顔認証技術をはじめとした様々な最新ICT技術の情報を収集。 また、常滑競走場での実証実験の考察を実施した。</p> <p>○顔認証システムの実証実験 令和元年11月28日～12月27日の営業日 （常滑競走場及びボートレースチケットショップ高浜で実施）</p> <p>○実証実験での検証結果 ①混雑時においては入場者の重なりにより人物検知がされない入場者が発生する、②特定人物検知についてはマスク、帽子及び眼鏡等をつけている場合、大幅に検知率が下がる、③天候による照度の影響を大きく受け、時間帯で精度に差が生まれる等の課題が多くあった。 今後は、今回の結果を踏まえた上で更なる実証実験を行うほか、実用性及び予見される課題の考察が必要。</p> <p>なお、令和2年度においては、令和元年度に実施した実証実験の結果検証及び令和3年度に実施予定の戸田競走場での実証実験に向けた検討・準備を行った。</p>	<p>○アクセス制限制度の認知を向上させるため、引き続き、各地域の相談・治療機関等を通じた周知を積極的に進める必要がある。</p> <p>○ICT技術を活用した入場管理方法については、実証実験の検証結果を踏まえ、一定の方向性を見出せるよう計画的に研究を進める必要がある。 また、コロナ禍による新しい生活様式を踏まえ、マスク下での顔認証方法についても検討していく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 競走場・場外舟券売場における20歳未満の者の購入禁止の強化			
<p>モーターボート競走施行者は、令和元年度中に、場内アナウンスや場内モニター等により、20歳未満の者による舟券の購入防止に関する注意喚起を強化。</p>	<p>啓発ポスターや開催告知ポスター、テレビコマーシャル、出走表、オフィシャルウェブサイトやインターネット投票サイト等に、20歳未満の者による舟券購入が禁止されている旨の注意喚起のための標語「20歳未満の方は投票券の購入ができません。」などの表示や、注意喚起標語ステッカーの舟券発売機等への掲示を実施し、注意喚起の強化を図っている。</p> <p>競走場等において、20歳未満と思われる者に対して、警備員等による声かけ、年齢確認や場内モニター及び場内アナウンスによる注意喚起の強化を図っている。</p> <p>特に、令和元年度の大規模連休中の20歳未満の者による舟券購入禁止対策については、国土交通省は、平成31年3月に、施行者等と地方運輸局等が一体となって対策に万全を期すよう、全施協等及び地方運輸局等あて通知を发出。全施協は、大規模連休中の20歳未満の者による舟券購入禁止対策強化ガイドラインを作成し、施行者等はガイドラインに従い、警備機会の拡充を図るなど、対策の徹底を図った。</p>	<p>○令和元年度、2年度ともに、警備責任者連絡会議を5回・5会場において開催。</p> <p>○顔認証システムの実証実験 令和元年11月28日～12月27日の営業日 (常滑競走場及びポートレースチケットショップ高浜で実施)</p> <p>○実証実験での結果 顔認証システムの実証実験を行った際に併せて年齢情報の判定を行った結果、実年齢と判定された年齢の誤差が大きく、現時点では実効性のあるレベルではない。 精度を高めるには技術革新が必要であり、今後は別の方法での対応を含めた検討を行う必要がある。</p> <p>○国土交通省の取組 令和元年度の大規模連休を前に、国土交通省は全施協等及び地方運輸局等に対し、舟券購入が疑われる20歳未満の者と思われる者に対する警備員等による声かけ及び年齢確認を徹底するよう、通知を发出。</p>	<p>引き続き、場内アナウンスや場内モニター等により、20歳未満の者の購入禁止の強化を着実に実施する必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 購入限度額設定システムの早期導入等によるインターネット投票のアクセス制限の強化			
<p>モーターボート競走関係団体は、令和2年度に前倒しして、インターネット投票の購入限度額設定システムを導入。</p>	<p>令和2年12月に購入限度額設定システムを導入した。</p>	<p>○アクセス制限の実施状況の推移（ネット投票） （平成30年12月末時点 → 令和3年3月末時点） （本人申告） 129件 → 623件 （家族申告） 5件 → 13件</p> <p>○購入限度額設定の開始時期 令和2年12月16日</p> <p>○購入限度額設定者数（令和3年3月末時点）72件</p>	<p>導入したシステムについて、インターネット投票利用者等への周知を積極的に進める必要がある。</p>
4 競走場及び場外舟券売場のATMの撤去			
<p>モーターボート競走施行者は、令和元年度から順次、競走場及び場外舟券売場に設置されているATMを撤去。</p>	<p>ATMについては、現契約の更新は行わず撤去することを決定しており、令和2年度においても計画通り順次撤去を行った。</p>	<p>○令和元年度以降、競走場（13か所18台）及び場外舟券売場（6か所6台）のATMを撤去済み。</p>	<p>残りのATMについても現行契約の更新は行わず、計画通り確実に撤去する必要がある。</p>

第3 モーターボート競走における相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援			
<p>全施協は、以下の取組を推進。</p> <p>○他の公営競技と連携して、令和3年度までの支援開始を目指し、令和元年度から、自助グループなどの民間団体等に対する経済的支援策の検討を開始。</p> <p>○令和元年度中に、ギャンブル依存症予防回復支援センター（支援センター）の相談者向け助成制度（民間団体の初回利用料又は初診料の負担）の拡充の検討に着手。</p>	<p>○公連協において、民間団体に対する支援の補助金総額及び負担方法を決定した。</p> <p>具体的な支援の方法（補助対象事業、補助率、補助限度額等）や対象団体の選定方法については、補助金交付要綱（案）及び支援事業の募集（案）を作成するなかで継続検討中である。</p> <p>○支援センターは、更なる制度拡充を検討し、令和3年度からは再診料についても2回までは支援する予定としている。</p>	<p>○公連協における検討実績</p> <p>令和元年7月以降、公連協基本計画対応会議を5回（そのうち、民間団体支援に関する協議は1回）、民間団体支援に関する検討作業部会を8回開催。【令和元・2年度】</p> <p>主な検討項目は補助対象事業、補助率、補助限度額等、募集方法。</p> <p>また、公連協総会において、進捗状況と今後のスケジュールを確認。</p> <p>○支援センターにおける相談内容の分析については毎年度、アニュアルレポートを公表。</p> <p>○支援センターにおいて、更なる制度拡充を検討し、令和3年度からは、初診料、再診料合わせて合計3回まで支援する。</p>	<p>○引き続き、各公営競技間で連携し、計画的に進める必要がある。</p> <p>○支援センターにおける相談者向け助成制度の更なる拡充についても、効果的な周知方法の検討を行う必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 ギャンブル依存症予防回復支援センター等における相談体制の強化			
<p>○全施協は、支援センターを積極的に周知。</p> <p>○モーターボート競走施行者は、令和元年度から、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、各種対策を改善。</p>	<p>○競走場等におけるポスター、リーフレット、ウェブサイトやツイッター等での掲示により、支援センターの問合せ先等を周知している。</p> <p>また、全施協は、支援センターの積極的な周知に向けて、ウェブサイトの更新や公開情報量の増加を検討中である。</p> <p>加えて、啓発週間においては、他の公営競技とも連携し、ボートレースオフィシャルHPトップページでの特設バナーの掲示による周知を実施した。</p> <p>○各地域の包括的な連携協力体制への参画については、施行者等は都道府県等からの連携会議への参加要請があった場合においては参画することとし、モーターボート競走に係る情報や課題を共有・周知依頼を実施することとしている。</p>	<p>○相談受付件数 ・支援センター 平成31年4月～令和2年3月末 4,312件 令和2年4月～令和3年3月末 4,453件</p> <p>○連携協力体制への参画 モーターボート競走施行者は都道府県等が開催する会議に参画し、都道府県計画策定に向けた情報や課題を共有。</p>	<p>○引き続き、支援センターの積極的な周知に向け、適宜見直していく必要がある。</p> <p>○各地域の相談・治療機関等をはじめとした地域の連携協力体制も活用した周知や情報共有、知見の収集を行う必要がある。</p> <p>さらに、施行者が定めている依存症相談窓口運用マニュアルは、各地域の包括的な連携協力体制における検討等の結果を踏まえ、適宜必要事項を追加、見直していく必要がある。</p>
3 セルフチェックツールの開発等によるギャンブル等依存症の早期発見・早期介入			
<p>全施協は、令和元年度中に、早期発見・早期介入につながるセルフチェックツールの作成に着手し、令和3年度までに開発。</p>	<p>公連協において、セルフチェックツールの要件定義、仕様等の検討を行い、全国モーターボート競走施行者協議会が作成し、令和3年3月に公表した。</p>		<p>公表されたセルフチェックツールは、幅広く普及・活用されるよう計画的に進めるとともに、効果検証を行い、必要に応じて改善していく必要がある。</p>

第4 モーターボート競走における依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 従業員教育の推進、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の新設等による体制強化			
<p>全施協は、以下の取組を推進。</p> <p>○階層別の研修制度の整備のため、令和元年度中に窓口担当者を対象とした研修制度を、令和3年度までに管理者を対象とした研修制度を整備。</p> <p>○令和元年度から、ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の設置に向けた検討に着手。</p>	<p>○窓口担当者を対象とした研修制度を整備し、令和元年度から定例的に実施している。</p> <p>また、支援センターと連携し、実態把握を踏まえたギャンブル等依存症の予防に係る階層別研修プログラムの策定に向けた検討を行っている。</p> <p>○ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の設置に向け検討中である。</p>		<p>○引き続き、窓口担当者に対する研修を実施するとともに、管理者を対象とした研修制度を整備する等、階層別研修制度の構築を計画的に進める必要がある。</p> <p>○ギャンブル等依存症対策統括管理者（仮称）の設置に関して、今後もモーターボート競走関係団体間で連携しながら検討し、計画的に進める必要がある。</p>
2 各施行者における「ギャンブル等依存症対策実施規程」の制定			
<p>全施協は、令和元年度中に、ギャンブル等依存症対策に必要な規程の精査及び取りまとめ方法等を検討し、令和3年度までに「ギャンブル等依存症対策実施規程」を整備。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策を効果的、かつ実効性をもって実施する独立した規程として、「ギャンブル等依存症対策実施規程」の策定に向けて、モーターボート競走関係団体と連携し、規程の在り方、取りまとめ方法、規程整備に係る課題の洗い出し方法等を検討中である。</p>	<p>○ギャンブル等依存症対策実施規程の策定 各施行者における規程の実態調査を実施し、ひな形を策定した。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策実施規程の整備に向けて、モーターボート競走関係団体間で連携しながら引き続き検討し、計画的に進める必要がある。</p>

I-4 ぱちんこにおける取組【警察庁】

第1 ぱちんこにおける広告・宣伝の在り方

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 全国的な指針の策定による広告・宣伝の抑制			
<p>ぱちんこ業界は、広告・宣伝がぱちんこへの依存問題の発生を抑止に資するものとなるよう、令和元年度中に、広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し公表。同指針には、注意喚起標語の一定の大きさや時間の確保等を盛り込むことを検討。</p>	<p>注意喚起標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」の一定の大きさや時間の確保等を盛り込んだ広告・宣伝に関する全国的な指針を策定し、公表した（令和元年12月、令和2年3月）。</p>	<p>○以下の規程を策定。【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ依存問題対策基本要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ店における依存問題対策ガイドライン（令和2年3月30日） <p><付属マニュアル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告・宣伝に係る共通標語の活用について ・パチンコ店内におけるポスター・リーフレット等の扱いについて ・自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル ・18歳未満立入禁止対応について ・依存問題対策実施確認シート及び記入要領 ・子どもの車内放置防止対策マニュアル <p>○令和元年度に策定、公表された全国的な指針に沿った広告・宣伝が行われているかについて調査を実施の上、確認を行うなどして、本指針に基づく着実な取組を推進した。【令和2年度】</p> <p>○全日遊連では、「依存対策実施状況調査」を実施し、指針に基づく取組状況について以下の状況を確認するとともに、共通標語に加え、新共通標語の使用率も向上するよう、各県遊協への指導を実施している。【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「依存問題対策ガイドライン」及び「付属マニュアル」を入手、保管し、内容を確認しているホールは約97% ・共通標語「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」の使用率約98% ・新共通標語「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」の使用率約78% 	<p>引き続き本指針に沿った広告・宣伝が行われているかを確認しつつ、ぱちんこへの依存問題の発生を抑止に資するものとなるよう、本指針を着実に実施する必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 普及啓発の推進			
<p>ぱちんこ業界は、SNS等も効果的に活用し、以下の取組を推進。</p> <p>○年間を通じて、青少年を含め、依存問題に関する普及啓発を推進。</p> <p>○令和元年度から、啓発週間に、啓発資料を配布し、シンポジウム・講演会を開催。</p>	<p>○年間を通じ、客に対する啓発資料の配付、ポスターの掲示、シンポジウム・講演会の開催等の青少年を含む一般向けの取組により、ぱちんこへの依存問題やその対策の普及啓発を推進した。</p> <p>○啓発週間に合わせ、各種の普及啓発を推進した。</p> <p>・パチンコ・パチスロ依存問題フォーラムの開催、ぱちんこ営業所へのポスター等の掲示、大学・保健所等へのポスターの送付、主要駅への掲示等</p>	<p>○ぱちんこ営業所におけるアドバイザーによる取組【令和元・2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リーフレット等を活用し、RSN、自己申告・家族申告プログラム、保健所・精神保健福祉センター等を紹介 <p>○啓発週間の周知【令和元・2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ウェブサイトへのポスターの掲示 ・「依存問題フォーラム」ポスター 4,500枚【令和2年度】 ・ポスター 21,500枚【令和元年度】 14,700枚【令和2年度】 ・チラシ 29,000枚【令和元年度】 19,000枚【令和2年度】 ・啓発週間告知ポスターを都内主要17駅、21カ所に掲示【令和2年度】 <p>○「パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム」の開催【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主催：パチンコ・パチスロ依存問題フォーラム実行委員会 (21世紀会・全日本社会貢献団体機構) ・場所：なかのZERO ・参加者：(1部)427人+プレス29人 (2部)337人+プレス25人 <p>○ぱちんこ営業所経営企業において自治体や社会福祉協議会等と連携して依存問題対策セミナーを開催。【令和元年度】</p> <p>○一般社団法人日本遊技関連事業協会において、「パチンコ・パチスロファンアンケート調査」を実施。【令和元・2年度】</p> <p>※調査内容 依存対策告知の認知度、1日あたりの平均利用金額や平均遊技時間、ホールに行く月平均の頻度等</p> <p>○パチンコ・パチスロ産業21世紀会のホームページ「安心娯楽宣言」に特設ウェブサイトを開設。【令和2年度】</p>	<p>○引き続き、依存防止対策に係る業界の取組の効果検証を行いつつ、フォーラムの開催やSNS、ポスター等の活用等によるギャンブル等依存症に関する各般の普及啓発活動に取り組む必要がある。</p> <p>○令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、フォーラムや講演会等の開催が中止となった。今後は新型コロナウイルス感染症への感染防止にも配慮した普及啓発活動を推進する必要がある。</p>

第2 ぱちんこにおけるアクセス制限

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 自己申告プログラムの周知徹底、本人同意のない家族申告による入店制限の導入等			
<p>ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。 ○令和元年度以降、自己申告・家族申告プログラムの周知を強化。 ○令和元年度中に、本人の同意のない家族申告による入店制限を導入。 ○令和3年度までに、複数店舗への申告に関する負担軽減策を実施。顔認証システムの活用に係るモデル事業等の取組を検討。</p>	<p>○自己申告・家族申告プログラムの導入店舗は4,807店舗となった（令和3年3月末現在）。令和2年3月から、プログラムの普及に向けて業界団体のウェブサイトへ導入店舗名を掲載している。 ○利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限（令和2年3月開始）の導入店舗は1,191店舗となった（令和3年3月末現在）。 ○また、令和元年8月から一般社団法人日本遊技関連事業協会において、「顔認証等個人認証システムの活用に係るモデル事業勉強会」を開催し、複数店舗への申告に関する負担軽減策や顔認証等個人認証システムの活用に向けた検討を進めた。一部のホールにおいては、顔認証システムの活用に係るモデル事業を実施した。</p>	<p>○自己申告・家族申告プログラムの導入状況 ・令和3年3月末現在：4,807店舗（全店舗数：9,035店舗（令和2年12月末現在））【令和元・2年度】 ※平成29年12月末 1,851店舗 平成30年12月末 2,195店舗 令和元年12月末 3,671店舗 令和2年12月末 4,747店舗 ○本人同意のない家族申告プログラム ・家族：二親等以内 ・要件：医師の診断又は家庭生活への支障 ・有効期間：1年間 ○顔認証等個人認証システムの活用に係るモデル事業勉強会の開催状況【令和元・2年度】 ・第1回 令和元年8月23日 ・第2回 令和元年10月29日 ・第3回 令和元年12月17日 ・第4回 令和2年11月20日 ○ぱちんこ営業所経営企業において、自己申告・家族申告プログラム対象者の把握を容易にするための顔認証システムの活用に係るモデル事業を実施中。 【令和元・2年度】</p>	<p>○自己申告・家族申告プログラムの更なる導入を推進し、各地域の相談・治療機関等をはじめとした地域の連携協力体制も活用してこれらのプログラムを着実に周知する必要がある。 ○利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限の導入を推進し、プログラムを周知する必要がある。 ○複数店舗への申告に関する負担軽減策の実施や顔認証システムの活用に向けた検討を計画的に進めていく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 入店した客に対する身分証明書による年齢確認の実施			
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度中に、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程において、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化。</p>	<p>○ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を策定し、18歳未満の可能性があると認められる者に対する身分証明書による年齢確認を原則化した（令和2年3月）。</p> <p>○策定された規程に基づき、身分証明書による年齢確認を推進した。</p>	<p>○年齢確認書類の例 運転免許証、健康保険証、パスポート、住民票等</p> <p>○令和元年の大型連休（4月27日～5月6日）における取組 全日本遊技事業協同組合連合会は、警察庁からの要請文書の内容を踏まえ、連休中の18歳未満立入禁止措置等の再徹底に関する文書を発出。【令和元年度】</p> <p>○策定された規程を踏まえた、入店した客に対する身分証明書による年齢確認を徹底。全日遊連の「依存症対策実施状況調査」によると年齢確認書類による年齢確認の実施率はほぼ100%。【令和2年度】</p>	<p>本措置について、引き続きその実施状況を確認しつつ、徹底する必要がある。</p>

第3 ぱちんこにおける施設内の取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 ぱちんこ営業所のATM等の撤去等			
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度以降、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等を推進。</p>	<p>ぱちんこ業界において、ぱちんこ営業所内に設置されているATM及びデビットカードシステムの撤去等を推進することとした。</p>	<p>○設置数 ATM 約1,100台（平成30年12月末現在） デビットカードシステム 791店舗（令和2年3月末現在） であったが、ATM、デビットカードシステムの設置会社によると、ATMは平成30年12月末現在と比較して、約15%強減少した（令和2年12月末現在）。デビットカードシステムは令和2年3月末現在と比較して約6.8%減少した（令和3年3月末現在）。 ○ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に本施策が盛り込まれた。【令和元年度】 ○撤去予定 一部のぱちんこ営業所経営企業において、営業所内に設置されている全てのATM約200台について、契約更新を行わず、順次撤去する方針を決定。【令和元年度】 ○和歌山県ギャンブル等依存症対策推進計画（令和2年4月策定）においては、全てのぱちんこ営業所のデビットカードシステムの撤去を推進する旨盛り込まれた。【令和2年度】</p>	<p>ATM等の設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進する必要がある。</p>
2 出玉規制を強化した遊技機の普及、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の開発・導入			
<p>ぱちんこ業界は、以下の取組を推進。 ○出玉規制に係る旧基準の遊技機の経過措置が終了する令和3年春までに、全ての遊技機を新基準に適合するものに入れ替える。 ○引き続き、出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて検討。</p>	<p>○各ぱちんこ営業所は、旧基準の遊技機について新基準に適合する遊技機への入替を順次実施した。 ○遊技機製造業者団体は、遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて検討中である。</p>	<p>○新型コロナウイルス感染症の影響により、改正後の基準に沿った遊技機への入替を経過措置期間内に行うことが難しくなり、また、入替作業等に伴う感染リスクも懸念されたことから、令和2年5月、国家公安委員会規則を改正し、経過措置期間の1年延長を行った。【令和2年度】 ○業界において、高射幸性遊技機の優先的な撤去を含む遊技機の計画的な入替についての決議に基づいた撤去・入替を推進した。【令和元・2年度】</p>	<p>○改正規則の経過措置が終了する令和4年春までに改正後の規則に適合する遊技機に全て入れ替えるため、計画的な入替を進めていく必要がある。 ○遊技機規則の改正により規格を追加した出玉情報等を容易に確認できる遊技機の導入に向けて、業界において引き続き検討していくこととしている。</p>

第4 ぱちんこにおける相談・治療につなげる取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援			
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度中に、依存問題に取り組む民間団体等に対する支援を開始し、以降、毎年度、実績報告書を作成・公表。</p>	<p>○令和元年5月、全日本遊技事業協同組合連合会が支援金を拠出する全日本社会貢献団体機構は、依存問題に取り組む民間団体等に対する助成をし、報告書を作成・公表した。</p> <p>○令和元年11月、全日本社会貢献団体機構を改組し、ギャンブル等依存症である者等が支えあって回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施する専門の機関として一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献団体機構を設立し、令和2年7月、同機構は依存問題に取り組む民間団体等に対する助成をし、報告書を作成・公表した。</p>	<p>○業界において、全日本社会貢献団体機構を改組し、ギャンブル等依存症である者等が支えあって回復を図る活動等を行っている民間団体等に対する支援を実施する専門の機関である一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献団体機構を設立（令和元年11月）。【令和元年度】</p> <p>○全日本社会貢献団体機構による助成実績【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定非営利活動法人ワンデーポート：190万円 ・一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ：180万円 ・特定非営利活動法人ちゅーりっぷ会長崎ダルク：200万円 ・一般社団法人むらワークーズホーム：180万円 <p>○一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献団体機構による助成実績【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定特定非営利活動法人ワンデーポート：250万円 ・一般社団法人神戸ダルクヴィレッジ：200万円 ・特定非営利活動法人ちゅーりっぷ会長崎ダルク：200万円 ・一般社団法人むらワークーズホーム：240万円 ・特定非営利活動法人仙台夜まわりグループ：85万円 ・特定非営利活動法人三重ダルク：250万円 <p>○ぱちんこ営業所経営企業等により、依存問題に取り組む民間団体等に対する寄付等を実施。【令和元・2年度】</p> <p>○一般社団法人パチンコ・パチスロ社会貢献機構は令和元年度の「パチンコ・パチスロ依存問題への支援活動報告」を作成・公表。【令和2年度】</p>	<p>令和3年度以降も助成を継続し、引き続き、民間団体等の活動を支援し、毎年度実績報告書を作成・公表していく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 ぱちんこへの依存問題に詳しい専門医等の紹介			
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度から、都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を「安心パチンコ・パチスロリーフレット」に記載するなど、その周知を強化。</p>	<p>都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を「安心パチンコ・パチスロリーフレット」に記載し、ぱちんこ営業所等に配付、常置された同リーフレットを活用等して継続的な周知に努めた。</p>	<p>○都道府県等が選定した依存症専門医療機関等の情報を掲載した新たな「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を作成。【令和元年度】 ○令和2年5月、135万枚印刷した「安心パチンコ・パチスロリーフレット」を各組合員ホールに配布するなどし、継続的な周知を実施。【令和2年度】</p>	<p>引き続き、RSNにおける必要に応じた医療機関等の紹介や新たなリーフレットを活用したギャンブル等依存症対策の普及啓発等を推進する必要がある。</p>
3 リカバリーサポート・ネットワーク (RSN) の相談体制の強化及び機能拡充のための支援			
<p>ぱちんこ業界は、令和3年度までに、RSNへの相談状況に応じ、RSNの相談体制・機能を充実強化。</p>	<p>RSNに対し支援金を拠出するなど、相談体制の構築のため支援した。</p>	<p>○21世紀会によるRSNへの支援金 ・令和元年度(令和元年7月～2年6月)：5,400万円 ・令和2年度(令和2年7月～3年6月)：5,470万円 ○RSNの相談体制・機能 ・相談件数 3,703件(令和2年中) ・相談体制(令和2年12月末時点) 常勤2名、非常勤2名、出向者2名 ・業務概要 平日の午前10時から午後10時(受付最終午後9時30分)まで電話相談を実施(相談料無料) 相談は匿名で受理 相談回数・1回の相談時間に制限なし 相談をデータベースとして蓄積(相談内容を過去のデータベースと照合し、当該相談が初回か複数回かを判別) ○RSNの相談体制等に関する周知 ・ポスターの配布、業界団体のウェブサイトへの掲示等により周知。【令和元・2年度】</p>	<p>引き続き、RSNの相談状況に応じ、RSNの相談体制・機能の充実強化が図られるよう、ぱちんこ業界において支援していく必要がある。</p>

第5 ぱちんこにおける依存症対策の体制整備

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」による依存防止対策の強化			
<p>ぱちんこ業界は、令和3年度までに、安心パチンコ・パチスロアドバイザーの活動の手引きの内容を充実させ、同制度の運用を改善。</p>	<p>安心パチンコ・パチスロアドバイザーの活動の手引きの内容の充実も含め、同制度の運用を改善した。</p>	<p>○「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」の概要 客に安心して楽しく遊んでもらう手助けをしながら、客や家族から依存について相談を受けた場合にRSN等へ案内。 ○受講者数：約38,738人（令和3年3月現在） ○全日遊連の「依存対策実施状況調査」によるとアドバイザーの店舗在籍率は約98%、3人の在籍率約69%。またアドバイザー告知ポスターの掲示率は約87%、来客から遊び方やのめり込みの相談を受けた店舗は約9%。【令和2年度】 ○「登録アドバイザー」制度の新設 アドバイザー講習会受講修了者に現場での運用に役立つ知見を共有し、アドバイザー制度の充実を図るため、「登録アドバイザー」制度を新設。希望するアドバイザーはメールアドレスを登録し、登録者に対して依存問題に資する情報を月に1回、メール送信。登録者は2,774人（令和3年3月現在）。【令和2年度】</p>	<p>アドバイザー制度の現状と課題を把握した上で、その運用の改善に向け、活動の手引きの内容の充実についての検討を含め、計画的に進めていく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程の制定			
<p>ぱちんこ業界は、令和元年度中に、広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込む「依存問題対策要綱」（仮称）を制定・公表。</p>	<p>○広告・宣伝に係る指針、18歳未満の者のぱちんこ営業所への立入りを防ぐ取組等を盛り込んだ、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を制定した（令和元年12月、令和2年3月）。</p> <p>○新たに制定されたぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程に基づき、ぱちんこへの依存防止対策を推進した。</p> <p>○令和2年7月、同規程に基づく対策の実施状況についての報告書を作成・公表した。</p>	<p>○以下の規程を策定。【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パチンコ依存問題対策基本要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ・パチスロ産業依存問題対策要綱（令和元年12月27日） ・パチンコ店における依存問題対策ガイドライン（令和2年3月30日） <p><付属マニュアル></p> <ul style="list-style-type: none"> ・広告・宣伝に係る共通標語の活用について ・パチンコ店内におけるポスター・リーフレット等の扱いについて ・自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル ・18歳未満立入禁止対応について ・依存問題対策実施確認シート及び記入要領 ・子どもの車内放置防止対策マニュアル <p>○規程に基づき、令和2年7月21日、「2019年度パチンコ・パチスロ依存問題対策実施状況報告書」を作成、公表。【令和2年度】</p>	<p>引き続き、制定された規程を踏まえ、ぱちんこへの依存問題の発生の抑止のため、各種取組を推進することや、本規程に基づく対策の実施状況について毎年度報告書を作成・公表することなどにより、本規程に基づく措置を確実に業界内に周知、徹底するための取組を推進する必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 業界の取組について評価・提言を行う第三者機関の設置			
<p>ぱちんこ業界は、第三者機関である「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の評価・提言を積極的に活用。</p>	<p>○平成31年1月に、医師、弁護士等からなる第三者機関である「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」を設置し、「遊技業界における現行の依存問題対策全般についての評価」について諮問した。 ※「パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議」の構成員 ・ 總山哲（弁護士、總山法律事務所）（座長） ・ 稲富仁（医学博士、糸満清明病院理事長・院長） ・ 柏木勇一（産業カウンセラー、元読売新聞社編集局次長） ・ 坂元章（社会学博士、お茶の水女子大学基幹研究員教授） ・ 長崎俊樹（弁護士、岡村総合法律事務所） ・ 伏見勝（遊技産業健全化推進機構常勤顧問、元報知新聞社会長）（令和2年3月退任） ○令和2年8月、パチンコ・パチスロ産業依存対策有識者会議が「遊技業界における現行の依存問題対策全般についての評価及び提言」を答申した。</p>	<p>○有識者会議の開催状況 ・ 第1回：平成31年1月24日 ・ 第2回：平成31年3月14日 ・ 第3回：令和元年6月6日 ・ 第4回：令和元年10月11日 ・ 第5回：令和2年1月23日 ・ 第6回：令和2年7月9日 ・ 第7回：令和2年8月5日 ○議論の内容 ・ 業界による依存問題対策への評価 ○位置付け ・ 21世紀会から独立した存在として、依存問題対策に対し、専門的かつ第三者の視点から評価・提言を行う。 ○答申 有識者会議は、遊技業界における現行の依存問題対策全般についての評価についての諮問に対し、答申。【令和2年度】</p>	<p>有識者会議の答申を受けて、業界においてぱちんこへの依存防止対策に取り組み、当該対策に対する適切な評価・提言が毎年度行われるよう、取り組む必要がある。</p>
基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
4 第三者機関（一般社団法人遊技産業健全化推進機構）による依存防止対策の立入検査			
<p>遊技産業健全化推進機構は、令和元年度から、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始。</p>	<p>○遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ業界において作成した調査票に基づき、依存防止対策の取組状況の点検・確認を令和2年1月から開始。 ○遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検・確認のための調査を実施した。</p>	<p>○遊技産業健全化推進機構は、遊技機及び周辺機器の不正改造等に関する点検に加え、ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況の点検を開始（令和2年1月）。開始後2か月分の結果を報告（令和2年3月）。 ○調査員がぱちんこ営業所に赴き、調査票記載の項目に従って調査を実施。 ○調査項目については、基本計画に記載されている事業者の取組について記載。 ○令和2年1月から令和3年3月までの間に、2,538店舗への調査を実施。</p>	<p>令和元年度中に、遊技産業健全化推進機構による点検が開始され、その結果も報告された。 今後は、点検を計画的に進めつつ、必要に応じて調査票の項目や実施結果の公表内容の充実についても検討する必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
5 ぱちんこ営業所の管理者の業務に関する運用状況の確認とその改善			
<p>都道府県公安委員会による報告・立入り、遊技産業健全化推進機構による点検を通じて、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認し、改善を促進。</p>	<p>警察庁は、都道府県警察に対し、風営適正化法に基づく報告・立入りにより、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を随時確認するよう指示した。</p> <p>遊技産業健全化推進機構は、ぱちんこ業界において作成した調査票に基づき、依存防止対策の取組状況の点検・確認を令和2年1月から開始し、継続実施した。</p>	<p>○報告・立入りを通じて、基本計画に規定している各種取組の実施状況を随時確認。【令和元・2年度】</p> <p>○遊技産業健全化推進機構による点検（調査受け入れホール 8,704店舗(令和3年3月末)）</p>	<p>都道府県公安委員会による報告・立入りを継続し、遊技産業健全化推進機構による点検を計画的に進めることにより、各ぱちんこ営業所における依存防止対策の取組状況を確認していく必要がある。</p>

II 相談・治療・回復支援

第1 相談支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 全都道府県・政令指定都市への相談拠点の早期整備【厚生労働省・総務省】			
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○令和2年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点を整備。 ○令和元年度から、依存症対策全国センター（久里浜医療センター）のポータルサイトの認知度を上げるための取組や都道府県等における連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を強化。</p>	<p>（相談拠点の整備） ○厚生労働省において、相談拠点を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、令和3年3月末現在において、65の都道府県・政令指定都市で相談拠点が設置された。 令和3年3月末現在 65団体／67団体 うち都道府県 45団体／47団体 政令指定都市 20団体／20団体</p> <p>（ポータルサイトの認知度向上等） ○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるため、各種会議、講演会、研修等において紹介し、周知に努めている。 厚生労働省において、都道府県等に対して「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置・開催を要請する通知を発出したほか、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。</p>	<p>（相談拠点の整備） ○厚生労働省は、令和元年度より、相談拠点の整備により精神科救急医療体制整備事業に加算される制度を創設した。【令和元年度】 また、依存症対策全国センターにおいて、都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る地域連携の好事例について、情報共有を図った。（令和2年2月14日、令和3年1月22日（オンライン））【令和元・2年度】</p> <p>（ポータルサイトの認知度向上等） ○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトについて、令和2年度において、各種の会議、講演会、研修会等で周知を図った。【令和元・2年度】 ※ポータルサイトビュー数 【令和元年度】 平成31年4月1日～令和2年3月31日 403,801ビュー 【令和2年度】 令和2年4月1日～令和3年3月31日 965,353ビュー</p> <p>厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出し、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するための「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置・開催を要請した。【令和元年度】</p>	<p>（相談拠点の整備） ○都道府県・政令指定都市の相談拠点は全国的に整備が進捗したが、未整備の都道府県もあるため、引き続き、各都道府県の地域の実情を把握しながら、できる限り速やかに整備できるように支援する必要がある。</p> <p>（ポータルサイトの認知度向上等） ○引き続き、ポータルサイトの認知度向上により、国民が地域の相談拠点等の情報を得られるように努めることが重要である。 また、都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業を活用した地域における連携協力体制の構築やギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を強化するための取組を支援することが重要である。</p>

		<p>また、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や精神科救急・依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。【令和元・2年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p>	
--	--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
<p>2 ギャンブル等依存症である者等の家族に対する支援の強化 【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】</p>			
<p>家族への支援を強化するため、以下の取組等を実施する。</p> <p>○関係事業者は、令和元年度から、家族申告によるアクセス制限等を家族に周知徹底。家族を相談・治療機関に着実につなげられるよう、各地域の包括的な連携協力体制に参画。</p> <p>○厚生労働省において、令和2年度中を目途に全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備し、令和元年度から、自助グループをはじめとする民間団体が行う活動を支援する事業の活用を促進するなどにより、家族に対する相談・回復支援等を強化。</p> <p>○消費者庁において、「借金の肩代わりは禁物です。」など、家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向けの啓発資料の活用を令和元年度以降促進するなど、家族に対する予防教育・普及啓発を強化。</p> <p>○家族申告によるアクセス制限を申請した家族を相談・治療機関につなげるなどの取組を実施するため、令和元年度に各地域の包括的な連携協力体制を構築。</p>	<p>(関係事業者の取組)</p> <p>○各関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度について、インターネットやSNS等の活用により周知の強化を図っている。</p> <p>また、各地域の包括的な連携会議をはじめとする都道府県等が開催する会議に参画している。</p> <p>ぱちんこ業界は本人同意のない家族申告プログラムによる入店制限の導入拡大を推進した。</p> <p>(相談・治療・回復支援の強化)</p> <p>○厚生労働省は、令和2年度中を目処に、全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備するため、未整備の自治体へ整備を要請している。</p> <p>また、厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるため、各種研修等において紹介し、周知に努めている。</p> <p>加えて、厚生労働省は、自助グループ等の民間団体が行うミーティングなどの活動を支援する事業を引き続き実施した。</p> <p>更に、厚生労働省は、都道府県等を通じて、依存症対策総合支援事業を活用し、家族を支援するための家族教室等を実施した。</p> <p>関係省庁は、ギャンブル等依存症が疑われる方やそのご家族向けの注意事項や相談窓口等を紹介する資料を作成、周知した。</p> <p>(予防教育・普及啓発の強化)</p> <p>○厚生労働省は、令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援するなど、普及啓発活動を実施した。また、令和2年度啓発週間において、特設ページを開設するとともに、SNS等を活用した普及啓発活動を実施した。</p>	<p>(関係事業者の取組)</p> <p>○各関係事業者は、本人・家族申告によるアクセス制限制度について、インターネットやSNS等の活用により周知の強化を図っている。</p> <p>また、令和元年10月以降、各地域の包括的な連携会議をはじめとする都道府県等が開催する会議に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図っている。【令和元・2年度】</p> <p>ぱちんこ業界は、利用者本人の同意のない家族からの申告に基づく入店制限の導入を開始し、1,191店舗が導入した(令和3年3月末現在)。【令和元・2年度】</p> <p>また、ぱちんこへの依存防止対策に係る実施規程を制定した(令和2年3月)。【令和元年度】</p> <p>(相談・治療・回復支援の強化)</p> <p>○厚生労働省は、令和元年度より、相談拠点の整備により精神科救急医療体制整備事業に加算される制度を創設した。また、依存症対策全国センターにおいて、都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合同全国会議を開催し、相談から治療・回復支援に至る地域連携の好事例について、情報共有を図った。(令和2年2月14日、令和3年1月22日(オンライン))【令和元・2年度】</p> <p>引き続き、全都道府県・政令指定都市に相談拠点等を整備するため、未整備の自治体へ整備を要請する。</p> <p>また、厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトについて、各種の会議、研修会等で周知を図った。【令和元・2年度】</p> <p>加えて、厚生労働省は、地域生活支援促進事業において、依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県等を通じた支援を実施するとともに、依存症民間団体支援事業において、ギャンブル等依存症対策を含め、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体を支援した。【令和元・2年度】</p>	<p>(関係事業者の取組)</p> <p>○各関係事業者は、引き続き、本人・家族申告によるアクセス制限制度や公営競技力ウンセリングセンター、支援センター等をポスターやHP等での積極的な周知に努めるとともに、各地域の相談・治療機関等を通じた周知も積極的に行う必要がある。</p> <p>また、各地域の包括的な連携協力体制に参画するなど、家族申告によるアクセス制限等を申請した家族を各地域の相談・治療機関に着実につなげる必要がある。</p> <p>(相談・治療・回復支援の強化)</p> <p>○厚生労働省は、都道府県・政令指定都市の相談拠点等は増加しているが、未整備の都道府県等もあるため、引き続き、地域の実情を把握しながら、できる限り速やかに整備できるように支援する必要がある。</p> <p>また、都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業を活用した家族を支援するための家族教室等や、地域生活支援促進事業を活用した自助グループ等への支援を促進することが引き続き重要。</p>

	<p>消費者庁は、御家族が気を付けるべきポイントを明記した地方公共団体向けの啓発資料の活用を促進するなどして家族に対する予防教育・普及啓発に努めた。</p> <p>加えて、御本人向け啓発用資料とは別に、御家族向け資料「御家族の皆様も、的確な対応のために必要な環境へとつながることが必要です」（令和2年3月公表）を作成した。</p> <p>また、令和元年度中に、消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページ等を改訂・SNS等の手段を活用し、同ページの閲覧を促進した。</p> <p>文部科学省は、令和元年度及び令和2年度の「依存症予防教室」事業において、各地域におけるギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座を以下の通り実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年度事業 → 3団体で実施 ・令和2年度事業 → 4団体で実施 <p>（各地域の連携協力体制）</p> <p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を都道府県知事及び指定都市市長あて発出した。</p> <p>関係省庁は、各省庁の都道府県・政令指定都市の所管部局や所管団体等に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を発出した。</p>	<p>○総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p> <p>（予防教育・普及啓発の強化）</p> <p>○厚生労働省は、依存症の理解を深めるために以下の取組を実施した。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>依存症対策全国センターにおける令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援し、普及啓発活動を実施した。</p> <p>また、依存症の理解を深めるための普及啓発のイベントを実施した。</p> <p>令和元年11月4日 宮城県仙台市 令和2年1月26日 福岡県福岡市 令和2年3月1日 東京都千代田区</p> <p>【令和2年度】</p> <p>依存症の理解を深めるため普及啓発を実施した。</p> <p>令和3年2月7日 FM北海道 令和3年2月14日 FM石川 令和3年2月20日 FM神戸 令和3年2月20日 BS朝日 令和3年1月28日、3月10日 依存症シンポジウム 令和3年3月17日 ライブイベント（インターネット配信）</p> <p>（各地域の連携協力体制）</p> <p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出した。そのうえで、連携会議について、各種会議等の機会を通じて周知している。【令和元・2年度】</p>	<p>（予防教育・普及啓発の強化）</p> <p>○消費者庁は引き続き、各種啓発資料の活用による家族への周知徹底やギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促す取組を推進するなどして、家族に対する予防教育・普及啓発を強化していく必要がある。</p> <p>文部科学省は引き続き、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を各地域において開催することにより、家族に対する支援を強化していく必要がある。</p> <p>（各地域の連携協力体制）</p> <p>○厚生労働省等の関係省庁は、引き続き、都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業の活用等により、地域における連携協力体制の構築するための取組を支援することが重要である。</p>
--	---	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
<p>厚生労働省は、婦人相談員、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーについて、以下の取組を推進。</p> <p>○引き続き、ギャンブル等依存症に関する知識や対応方法を周知。</p> <p>○令和元年度中に、依存症対策全国センターのポータルサイトに研修用動画を掲載。</p> <p>○「子ども虐待対応の手引き」の改訂に当たり、ギャンブル等依存症について加筆。</p> <p>○令和元年度中に、発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーを研修対象に追加。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の周知)</p> <p>○厚生労働省は、全国研修や婦人相談員向けのガイドライン等で、ギャンブル等依存症を有する者についての留意点を周知し、適切な対応を行うよう依頼している。</p> <p>○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて、ギャンブル等依存症の知識を習得するための研修動画を作成し、掲載している。</p> <p>厚生労働省は、その他、依存症の理解を深めるため普及啓発ラジオ番組の放送やシンポジウムを開催した。</p> <p>(子ども虐待対応の手引き)</p> <p>○厚生労働省は、児童相談所職員については、「子ども虐待対応の手引き」(平成25年8月23日付厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知)において、依存症などの問題を抱える保護者等に対する児童相談所等の具体的な対応方法等について盛り込み、児童相談所の職員等に対して周知している。</p> <p>(研修対象者の追加)</p> <p>○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業実施要綱を改正し、依存症支援者研修事業のうち地域生活支援研修の対象者に「発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャー」を明記している。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の周知)</p> <p>○厚生労働省は、依存症の理解を深めるために以下の取組を実施した。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>依存症対策全国センターにおける令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援し、普及啓発活動を実施した。</p> <p>また、依存症の理解を深めるための普及啓発のイベントを実施した。</p> <p>令和元年11月4日 宮城県仙台市 令和2年1月26日 福岡県福岡市 令和2年3月1日 東京都千代田区</p> <p>【令和2年度】</p> <p>依存症の理解を深めるための普及啓発を実施した。</p> <p>令和3年2月7日 FM北海道 令和3年2月14日 FM石川 令和3年2月20日 FM神戸 令和3年2月20日 BS朝日 令和3年1月28日、3月10日 依存症シンポジウム 令和3年3月17日 ライブイベント(インターネット配信)</p> <p>○厚生労働省は、都道府県等依存症専門医療機関／相談員等合同全国会議を開催した(令和2年2月14日、令和3年1月22日(オンライン))。【令和元・2年度】</p> <p>○依存症対策全国センターにおいて、地域で生活支援に係る研修を実施する指導者(障害福祉サービス従事者を含む。)を養成する研修(地域生活支援指導者養成研修)を実施した。【令和元・2年度】</p> <p>令和元年7月27日 岡山県岡山市 令和元年11月1日 北海道札幌市 令和3年2月4日 オンライン</p>	<p>(ギャンブル等依存症の周知)</p> <p>○今後も引き続き、全国会議や研修の場、研修動画の配信等を通じてギャンブル等依存症についての知識や対応等について周知を図ることが重要である。</p> <p>(子ども虐待対応の手引き)</p> <p>○「子ども虐待対応の手引き」を改訂する際には、ギャンブル等依存症に関する内容についても加筆する。また、引き続き「子ども虐待対応の手引き」や通知等により、児童相談所の職員等に対して児童虐待防止対策に関係するギャンブル等依存症問題について周知することが重要である。</p> <p>(研修対象者の追加)</p> <p>○都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業を活用し、依存症支援者研修事業のうち地域生活支援研修に「発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャー」の参加を促すことが重要である。</p>
<p>3 婦人相談所の相談員・指導者、母子・父子自立支援員、児童相談所職員、障害福祉サービス従事者・発達障害者支援センター職員及び発達障害者地域支援マネジャーにおける適切な支援【厚生労働省・総務省】</p>			

		<p>○厚生労働省は、「婦人相談所ガイドライン」において、一時保護した者等がギャンブル等依存症を有する場合の対応について盛り込んだうえで、「全国婦人相談員・心理判定員研究協議会」（令和元年8月開催）や「婦人相談所等指導者研修」（令和3年2月開催）及び「全国児童福祉主管課長会議」公表資料において、ギャンブル等依存症の知識や対応等について周知を行った。【令和元・2年度】</p> <p>○厚生労働省は、「ひとり親家庭支援の手引き」（平成30年12月26日一部改訂）にギャンブル等の依存症者との関わり方や、保健所、精神保健福祉センター等の相談機関の役割や連携等の対応方法について盛り込み、周知を図ったうえで、「全国児童福祉主管課長会議」公表資料において、あらためて周知を図った。【令和2年度】</p> <p>○総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p>	
--	--	---	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
4 消費生活相談への的確な対応の確保に向けた地方公共団体に対する支援【消費者庁】			
<p>○消費者庁は、令和3年度までに、消費生活相談への的確な対応が確保されるよう、体制整備や研修等について地方公共団体の支援を開始。</p> <p>○国民生活センターは、引き続き、消費生活相談員向けの研修等を活用して、消費生活相談体制を強化。</p>	<p>○消費者庁は、地方消費者行政の体制整備、国民生活センターにおいて実施される研修（ギャンブル等依存症対策に関する内容を講義するもの）への地方公共団体職員の参加、消費者安全確保地域協議会の設置等について支援した。また、金融庁と共に「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を平成30年に策定し、31年3月に改訂した。加えて、多様な相談に対して円滑に対応する上で、のめり込みの状況が懸念される他の領域（多頻度な買物、ゲーム依存症など）でも参考にできるよう、令和2年3月にマニュアルを改訂し、その活用を促進した。改訂に際し、民間団体、地方公共団体等へのヒアリングを実施した。</p> <p>※第4期消費者基本計画（令和2年3月31日閣議決定）において、ギャンブル等依存症に対する戦略的な取組の推進について記載した。</p> <p>○国民生活センターは、以下のとおり地方公共団体の消費生活相談員向け研修を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・上記マニュアルの定着を図るための研修を実施（令和元年度→全国2か所で計6回・計213名を対象、令和2年度→全国1か所で計1回・計13名を対象）。 ・この他、ギャンブル依存症対策に関する知識の定着を図るための研修を全国2か所で計4回、計110名を対象に実施。 <p>※地方公共団体の研修参加費用等については、消費者庁の「地方消費者行政強化交付金」の補助対象である。</p>	<p>各年度におけるPI0-NETに登録された借金の問題に関連すると思われる消費生活相談のうち、ギャンブル等に関連すると思われるものの件数</p> <p>平成30年度 25,324件中、539件 →令和元年度 23,373件中、609件 →令和2年度 18,966件中、465件</p>	<p>○消費者庁において、引き続き、マニュアルの定着に向けての研修を実施し、必要に応じてマニュアルの内容の充実を図る。</p> <p>○国民生活センターにおいて、引き続き、消費生活相談員向けの研修等を活用し、消費生活相談体制を強化する必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
5 多重債務相談窓口の相談体制の強化【金融庁】			
<p>金融庁は、平成31年3月に改訂した対応マニュアルの活用を促進。令和元年度以降、相談員のレベルアップのため、改訂マニュアルを活用した研修を実施。</p>	<p>金融庁は、消費者庁と共に改訂した「ギャンブル等依存症が疑われる方やその御家族からの多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」の活用を促進した。</p> <p>また、多重債務相談対応に際しての好事例の共有等のための意見交換会やヒアリング等を実施したほか、地方自治体の相談員等向けに、対応マニュアルを活用した研修を実施するなど、相談員のレベルアップのための取組みを推進した。</p>	<p>財務局等及び地方公共団体に寄せられた「多重債務」に関する相談中、相談者の借金をしたきっかけが「ギャンブル等」と判明したものは以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・財務局等（令和元年→令和2年） 5,320件中316件→5,074件中397件 ・地方公共団体（令和元年→令和2年） 24,675件中787件→23,760件中760件 <p>※金融庁アンケート調査</p> <p>対応マニュアルを活用した研修を開催。 【令和元・2年度】</p>	<p>引き続き、消費者庁とも連携しつつ、多重債務相談体制を強化し、必要に応じてマニュアルの内容の充実を図る。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
6 相談対応等においてギャンブル等依存症に配慮できる司法書士の養成【法務省】			
<p>○日本司法書士会連合会は、令和元年度中に、ギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を開始。令和3年度までを目途に、研修用DVDを作成。</p> <p>○各司法書士会は、令和3年度までに、各地の支援団体等や精神科医等との連携を充実するため、各地域の包括的な連携協力体制に参画。</p>	<p>○日本司法書士会連合会において、令和元年12月にギャンブル等依存症問題を含む多重債務事件についての研修を、令和2年11月にはギャンブル等依存症問題に関する研修会を実施した。令和元年の研修を収録したDVDを令和2年2月に配布し、令和2年の研修を収録したDVDを令和3年2月に各司法書士会に配布した。</p> <p>○令和3年2月、関係機関との連携構築を目的としたシンポジウムを実施し、当該研修を収録した研修用DVDを令和3年3月から各司法書士会に配布を開始した。</p> <p>司法書士会の連携協力体制への参画状況を調査するとともに、積極的な参画及び取組を依頼した。</p>	<p>○「ギャンブル等依存に起因する生活問題に関する研修会」を開催（令和元年12月14日）し、ギャンブル等依存症である者等への対応等についての司法書士の理解・認識を深める取組を実施。受講者は当研修会で得た知識、情報を所属地域において共有。研修DVDを作成し、各司法書士会に配布（令和2年2月）。【令和元年度】</p> <p>Web研修会「債務整理実務研修～ギャンブル等依存症の実情を理解する」を開催（令和2年11月28日）し、ギャンブル等依存症から回復した当事者の話を聞くとともに、令和元年度実施した研修会よりさらに実践的に対応できるスキルを習得するための講義を行った。研修DVDを作成し、各司法書士会に配布（令和3年2月）。【令和2年度】</p> <p>○連携先の関係機関である精神保健福祉センター職員及び自助グループの方々をも対象としたシンポジウム「ギャンブル等依存症の回復に向けて～つながる支援～」（主催：日司連、愛知県会、愛知県）のWeb開催を実施（令和3年2月14日）。市民の方にもご視聴いただけるようYouTube配信も行った。DVDを作成し、令和3年3月から各司法書士会に配布を開始した。【令和2年度】</p> <p>全国会長会において、各司法書士会においても、上記Web研修会及びシンポジウムに倣った取組を、令和3年度以降実施するよう呼びかけを行った。【令和2年度】</p> <p>司法書士会の連携協力体制への参画状況を調査するとともに、積極的な参画及び取組を依頼。【令和2年度】</p> <p>国立病院機構久里浜医療センターが実施するギャンブル等依存症に関する全国実態調査へ日本司法書士会連合会から委員を派遣。【令和2年度】</p> <p>令和3年度のギャンブル等依存症問題啓発週間に向け、リーフレットを作成した。全国の精神保健福祉センター及び各司法書士会に配布（令和3年3月）。【令和2年度】</p>	<p>○日本司法書士会連合会において、ギャンブル等依存症に関する研修会を複数回開催してきたが、今後は全国の各司法書士会でも司法書士の理解・認識を高めるための研修会を実施するよう促す。</p> <p>○一部の司法書士会においては具体的な活動を開始しているが、未参加の司法書士会においても積極的な連携を推進するよう促す。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
7 日本司法支援センターにおける多重債務者等に対する適切な情報提供の推進【法務省】			
<p>日本司法支援センターは、多重債務者等に対する適切な情報提供のため、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、職員用の対応マニュアルを作成・配布。</p> <p>○令和元年度中を目途に、各地域の包括的な連携協力体制に参画。</p>	<p>○日本司法支援センター（法テラス）において、職員用の対応マニュアル等を作成し、令和元年5月に配布した。</p> <p>○日本司法支援センターにおいて、令和元年12月、地方事務所等に対し、都道府県等の依頼に応じて、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図るよう求める通知を発出。</p> <p>各地方事務所において、令和元年度中を目途に、各地域の包括的な連携協力体制への参画等を通じた関係機関との連携に着手し、随時、ギャンブル等依存症に対応する各種支援機関・団体及びその支援内容に関する情報を収集・整理した。</p>	<p>○平成31年3月から同年4月にかけて、日本司法支援センターにおいて、ギャンブル等依存症の特性等についての説明を含む職員用の対応マニュアル及びFAQ（典型的な質問とその回答をまとめたもの）を作成。【令和元年度】</p> <p>令和元年5月8日、日本司法支援センターの本部、地方事務所、支部及びコールセンターの職員に対して、上記マニュアル及びFAQを配布。【令和元年度】</p>	

第2 治療支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 全都道府県・政令指定都市への依存症治療拠点機関の早期整備【厚生労働省・総務省】			
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。 ○令和2年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市において依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備。 ○令和元年度以降、依存症専門医療機関の選定要件である研修を増加させるとともに、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるための取組や都道府県等におけるギャンブル等依存症対策の連携協力体制の構築を通じて、ギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を推進。 ○引き続き、都道府県等で、医療機関に受診後の患者支援に係るモデル事業を実施。</p>	<p>（依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備） ○厚生労働省において、専門医療機関等を未整備の自治体へ整備を要請するなどした結果、①依存症専門医療機関及び②依存症治療拠点機関が、令和3年3月末現在において、①51ヶ所、②41ヶ所の都道府県・政令指定都市で設置された。 ①依存症専門医療機関の整備状況 令和3年3月末現在 51団体／67団体 うち都道府県 36団体／47団体 政令指定都市 15団体／20団体 ②依存症治療拠点機関の整備状況 令和3年3月末現在 41団体／67団体 うち都道府県 30団体／47団体 政令指定都市 11団体／20団体 （研修の実施等） ○厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を活用し、依存症対策全国センター等においてギャンブル等依存症の研修会を実施している。 また、依存症対策全国センターのポータルサイトの認知度を上げるため、各種研修等において紹介し、周知に努めている。 加えて、都道府県等に対して「ギャンブル等依存症対策連携会議」の設置・開催を要請する通知を发出したほか、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や精神科救急・依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。 （受診後患者支援モデル事業） ○都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業を活用した、医療機関に受診後の患者支援に係るモデル事業を引き続き実施した。</p>	<p>（依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備） ○厚生労働省は、令和元年度より、専門医療機関等の整備により精神科救急医療体制整備事業に加算される制度を創設した。【令和元年度】 令和2年度中を目途に、全都道府県・政令指定都市に依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備するため、未整備の自治体へ整備を要請した。【令和元・2年度】 （研修の実施等） ○依存症対策全国センターにおいてギャンブル等依存症の研修会を以下の日程で実施した。 【令和元年度】 第1回令和元年8月22～23日 第2回令和元年12月12～13日 【令和2年度】 第1回令和2年9月17～18日（オンライン実施） 第2回令和2年12月3～4日（オンライン実施） また、依存症対策全国センターにおいて、地域で生活支援に係る研修を実施する指導者を養成する研修（地域生活支援指導者養成研修）を実施した。 令和元年7月27日 岡山県岡山市 令和元年11月1日 北海道札幌市 令和3年2月4日（オンライン実施） また、厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトについて、令和元年度において、各種の会議、講演会、研修会等で周知を図った。【令和元・2年度】</p>	<p>（依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関を整備） ○都道府県・政令指定都市の依存症専門医療機関及び依存症治療拠点機関は増加しているが、未整備の都道府県等について、引き続き、地域の実情を把握しながら、できる限り速やかに整備できるように支援する必要がある。 （研修の実施等） ○引き続き、国民が地域の依存症専門医療機関等の情報を得られるように普及啓発に努めることが重要である。 都道府県等に対して、依存症対策総合支援事業を活用した地域における連携協力体制の構築やギャンブル等依存症である者等やその家族等の早期発見・早期介入・早期支援を強化するための取組を支援することが重要である。 （受診後患者支援モデル事業） ○医療機関に受診後の患者支援に係るモデル事業は、平成30年度から事業を実施しており、効果を検証することが必要。</p>

		<p>※ポータルサイトビュー数 【令和元年度】 平成31年4月1日～令和2年3月31日 403,801ビュー 【令和2年度】 令和2年4月1日～令和3年3月31日 965,353ビュー</p> <p>(連携協力体制の構築を通じた早期発見・早期介入・早期支援の強化) ○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出した。【令和元年度】</p> <p>また、依存症対策総合支援事業において、連携会議の開催や精神科救急・依存症専門医療機関等との連携を促進する事業への支援を実施している。【令和元・2年度】</p> <p>(受診後患者支援モデル事業) ○令和元年度及び令和2年度において8自治体で実施しており、実施結果は全国会議(令和2年2月14日、令和3年1月22日)の場で、実施自治体から報告を行った。【令和元・2年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p>	
--	--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 専門的な医療の確立に向けた研究の推進、適切な診療報酬の在り方の検討【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症の専門的な医療の確立に向けた研究を推進。ギャンブル等依存症に係る適切な診療報酬の在り方を速やかに検討。</p>	<p>AMEDの研究により、ギャンブル依存症に対する認知行動療法を主体とした全6回の標準的治療プログラムを開発した。</p> <p>令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。</p> <p>適切な診療報酬の在り方に係る検討については、令和2年度診療報酬改定において、ギャンブル等依存症に係る専門的な治療について、保険適用された。</p>	<p>平成28～30年度AMED「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究（研究代表者：松下幸生）」で、ギャンブル依存症に対する認知行動療法を主体とした全6回の標準的治療プログラムを開発。全国35の治療施設で比較試験を実施した。【令和元年度・2年度】</p> <p>令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。【令和元・2年度】</p> <p>診療報酬の在り方に係る検討については、令和元年11月20日及び12月11日の中央社会保険医療協議会総会において、平成28～30年度日本医療研究開発機構障害者対策総合研究開発事業において「ギャンブル障害の疫学調査、生物学的評価、医療・福祉・社会的支援のありかたについての研究」の研究班が作成した「ギャンブル障害の標準的治療プログラム」の有効性が確認されたことを踏まえて、ギャンブル依存症に対する治療法に係る評価のあり方についてどのように考えるかという論点を提示し、診療報酬上の評価について議論した。当該議論を踏まえ、保険適用することについて中央社会保険医療協議会として令和2年2月7日に答申を行い、3月5日に厚生労働大臣告示の改正を行った。【令和元年度】</p>	<p>厚生労働科学研究において、引き続き、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等を進める。</p>

第3 民間団体支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 自助グループをはじめとする民間団体が行うミーティング、普及啓発、相談等の活動支援の一層の活用【厚生労働省・総務省】			
<p>厚生労働省は、民間団体支援の一層の活用等を図るため、以下の取組を推進。</p> <p>○引き続き、精神保健福祉センター等を通じて、民間団体に支援制度を周知するとともに、地方公共団体・関係団体のニーズの把握や民間団体支援事例の共有等により、支援制度の活用を促進。</p> <p>○令和2年度以降も、事業の実施状況を踏まえ、支援制度の改善策を検討。</p>	<p>○厚生労働省は、都道府県等を通じて、地域生活支援促進事業により、自助グループ等の民間団体の活動場所の提供、ミーティング活動に関する相談の対応等の取組を支援している。</p> <p>また、全国的な民間団体については、依存症民間団体支援事業を通じて、取組を支援している。</p>	<p>○厚生労働省は、令和元年度及び令和2年度の地域生活支援促進事業において、依存症の問題に取り組む民間団体に対して、都道府県等を通じた支援を実施した。【令和元・2年度】</p> <p>・ギャンブル等依存症関連の事業の交付決定数 平成30年度：11件 令和元年度：15件 令和2年度：17件</p> <p>総務省は、地域生活支援促進事業における依存症の民間団体支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p> <p>厚生労働省は、令和元年度及び令和2年度の依存症民間団体支援事業において、ギャンブル等依存症対策を含め、全国規模で依存症の問題に取り組む民間団体を支援している。【令和元・2年度】</p> <p>・ギャンブル等依存症関連の事業の交付決定数 平成30年度：5件 令和元年度：5件 令和2年度：5件</p>	<p>○自助グループ等の民間団体については、新型コロナウイルス感染症の流行下で、従来のミーティング活動に支障が生じているとの指摘もあり、依存症民間団体支援事業や地域生活支援促進事業を通じて、引き続き、各都道府県等の地域の実情も把握しながら、支援することが重要である。</p>
2 自助グループをはじめとする民間団体等に対する経済的支援【農林水産省・経済産業省・国土交通省・警察庁】（再掲）			
<p>【再掲】</p> <p>○競馬における取組 6ページ参照</p> <p>○競輪・オートレースにおける取組 14ページ参照</p> <p>○モーターボート競走における取組 21ページ参照</p> <p>○ぱちんこにおける取組 29ページ参照</p>			

第4 社会復帰支援

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 就労に関わる支援者のギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上【厚生労働省・総務省】			
<p>厚生労働省は、就労に関わる支援者のギャンブル等依存症対応能力の向上のため、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度以降、依存症対策全国センターにおいて、ギャンブル等依存症の研修を行う講師となる指導者を養成し、公共職業安定所（ハローワーク）職員に研修等を実施。</p> <p>○引き続き、ハローワークにおいて、ギャンブル等依存症に関する周知を強化。</p>	<p>（指導者の養成）</p> <p>○厚生労働省は、依存症対策全国拠点機関設置運営事業を通じて、地域の支援者に対する研修の講師となる指導者を養成するため、依存症対策全国センターによる指導者養成研修会を実施している。</p> <p>また、厚生労働省は、令和元年度に精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会を通じて、ハローワークの障害者担当者等に対して、ギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上の取り組みを実施した。令和2年度においても同様の取り組みの実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により経験交流会の開催を見合わせた。このため、ハローワークの障害者雇用担当者等へギャンブル等依存症の知識及び対応方法に係る資料を提供した。</p> <p>（ハローワークにおけるギャンブル等依存症に関する周知）</p> <p>○厚生労働省は、ハローワークにおいて、ギャンブル等依存症に関する周知を実施するため、全国のハローワークに依存症のリーフレットを配布している。</p>	<p>（指導者の養成）</p> <p>○依存症対策全国センターにおいてギャンブル等依存症の指導者養成研修会を以下の日程で実施した。</p> <p>【令和元・2年度】</p> <p>【令和元年度】</p> <p>令和元年8月22～23日（横浜） 令和元年12月12～13日（横浜）</p> <p>【令和2年度】</p> <p>令和2年9月17～18日（オンライン） 令和2年12月3～4日（オンライン）</p> <p>※精神障害者雇用トータルサポーター経験交流会の実施状況</p> <p>【令和元年度】</p> <p>日にち・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月17日：熊本 ・令和元年10月25日：大阪 ・令和元年11月8日：福島、山梨 ・令和元年11月29日：茨城 <p>講師：厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 精神・障害保健課 依存症対策推進室</p> <p>内容：厚生労働省における依存症対策ギャンブル等依存症について 相談対応の際の留意点</p> <p>【令和2年度】</p> <p>新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため開催を見合わせ。このため、経験交流会で使用する予定だったギャンブル等依存症の講義資料を、全ての精神障害者雇用トータルサポーターへ提供した。</p>	<p>○引き続き、指導者養成研修会やハローワークの担当職員等に対するギャンブル等依存症の知識及び対応方法の向上、ハローワークにおけるギャンブル等依存症の周知に向けた取組等を実施することで、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に向けて、早期発見・早期介入し、適切な支援につなげる体制を整備していくことが重要である。</p>

		<p>また、厚生労働省は、都道府県等を通じて、依存症対策総合支援事業により、ギャンブル等依存症である者等に対応する機会のある者に対してギャンブル等依存症の特性を踏まえた支援の研修を実施しており、その研修対象者に公共職業安定所（ハローワーク）職員を含めている。【令和元・2年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p>	
--	--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者の支援【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度以降、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員を養成するため、研修等に、ギャンブル等依存症に関する内容を導入。</p> <p>○令和元年度以降、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関と精神保健福祉センターなどの関係機関との連携を促進。</p>	<p>(支援員への研修)</p> <p>○ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者へ適切な支援を行うことができる支援員の養成に向け、令和元年度及び令和2年度、相談支援員の養成を目的とする研修において、「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」の講義を実施した。</p> <p>(各地域の包括的な連携協力体制)</p> <p>○各都道府県・指定都市の生活困窮者自立支援制度の担当者に対し、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を周知した。</p>	<p>(支援員への研修)</p> <p>○自立支援相談支援事業従事者養成研修の実施状況</p> <p>【令和元年度】</p> <p>日にち・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年10月17日(神奈川) ・令和元年11月27日(大阪) <p>講師： 厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課依存症対策専門官</p> <p>内容： 「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」</p> <p>【令和2年度】</p> <p>日にち・場所</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年10月からオンラインにて映像教材を配信し、655人が視聴 <p>講師： 厚生労働省障害保健福祉部 精神・障害保健課依存症対策専門官</p> <p>内容： 「ギャンブル依存症の理解と相談支援の視点」</p>	<p>(支援員への研修)</p> <p>○研修等を通じ、ギャンブル等依存症に関する知識等を修得し、ギャンブル等依存症問題を有する生活困窮者に対し適切な支援を行うことができる支援員を養成することが必要である。</p> <p>(各地域の包括的な連携協力体制)</p> <p>○発出した通知等を踏まえ、精神保健福祉センターなどの関係機関との適切な連携を進める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への効果的な指導・支援の実施【法務省】			
<p>法務省は、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者が出所後も継続的に回復支援・指導を受けられるよう、刑事施設における指導等の記録を関係機関に提供するなどの情報連携体制を整備するよう、刑事施設に対して通知を发出。</p> <p>○令和2年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施している刑事施設における好事例を各刑事施設間で共有。</p>	<p>○ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に対する指導等の記録を関係機関（更生保護官署）に提供する旨の通知を发出した（令和2年3月）。</p> <p>○ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施している刑事施設の好事例を各刑事施設間で共有した（令和2年3月）。</p> <p>※令和元年度版再犯防止推進白書において、依存症対策を特集し、矯正施設や保護観察所におけるギャンブル等依存症対策の取組事例を紹介した。</p>	<p>○通知の发出【令和元年度】</p> <p>「更生保護官署に対するギャンブル等依存に係る指導の実施結果等の情報の提供について」（令和2年3月24日付け法務省矯正第663号）</p> <p>「「更生保護官署に対するギャンブル等依存に係る指導の実施結果等の情報の提供について」の運用上留意すべき事項について」（令和2年3月24日付け法務省矯正局成人矯正課企画官名事務連絡）</p> <p>○好事例の共有【令和元年度】</p> <p>「ギャンブル等依存に係る指導の執務参考資料の送付について」（令和2年3月26日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官名事務連絡）</p>	<p>引き続き、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者への指導・支援を実施する必要がある。</p>
4 受刑者に対する就労支援の充実【法務省】			
<p>法務省は、就労支援を受けける刑事施設出所者の割合を、令和元年度中に20%まで、令和3年度までに22%まで向上させることを目指して、就労支援担当職員に対する研修等や更生保護官署などの関係機関との連携強化を推進。</p>	<p>平成30年及び令和元年において刑事施設を出所したギャンブル等依存症である者等を含む受刑者に対して以下の人数に就労支援を実施した。</p> <p>（平成30年度 → 令和元年度）</p> <p>受刑者21,060人のうち、4,097人（19.5%）</p> <p>→ 受刑者19,993人のうち、3,961人（19.8%）</p> <p>また、令和元年度から新たに全国の刑事施設の就労支援担当者等に対する集合研修を実施したほか、各矯正管区において、更生保護官署等との就労支援に係る協議会を開催した。これらの取組は令和2年度も引き続き実施した。</p>	<p>就労支援担当者研修について</p> <p>令和元年度及び令和2年度は全国の刑事施設に勤務する就労支援担当者83名に対して研修を行った。</p> <p>【令和元年度】</p> <p>令和元年7月29日～8月1日（矯正研修所）</p> <p>【令和2年度】</p> <p>令和2年11月18日（通信制）</p> <p>就労支援ブロック協議会について</p> <p>札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡において、それぞれ更生保護官署と矯正官署の就労支援担当者が参加するブロック協議会を各1回開催（ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を考慮し、一部のブロックでは開催を中止した。）【令和元・2年度】</p>	<p>就労支援担当者研修については、参加者の8割以上から研修の効果があったという評価を得ており、また就労支援ブロック協議会についても、実務的な意見交換がなされ、受刑者の就労支援の充実に資するものとなっており、就労支援を受けける刑事施設出所者の割合も着実に上昇しているため、今後も継続的に取り組んでいく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
5 保護観察対象者等に対する就労支援の充実【法務省】			
<p>法務省は、令和元年以降毎年、保護観察終了時の無職者（うち定収入のある者、学生・生徒及び家事従事者を除く。）の数を平成29年実績（6,360人）よりも減少させることを目指して、保護観察所の協力雇用主を増加させるほか、保護観察所とハローワーク・矯正施設などの関係機関との連携を強化。</p>	<p>ギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等のうち、特に無職者に対し重点的に就労支援を実施している。また、保護観察を終了した保護観察対象者のうち無職であった者の直近2年分の人数は以下のとおり。</p> <p>平成30年 5,779人（前年比581人減） → 令和元年 5,444人（前年比335人減）</p>	<p>刑務所出所者等就労支援事業協議会の開催 全国の保護観察所において、それぞれハローワーク及び矯正施設等との協議会を開催（ただし、令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響で中止している庁もある）。【令和元・2年度】</p> <p>就労支援ブロック協議会の開催 札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、広島、高松、福岡において、それぞれ更生保護官署と矯正官署の就労支援担当者が参加するブロック協議会を各1回開催（ただし、令和2年度においては、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止を考慮し、一部のブロックでは開催を中止した。）【令和元・2年度】</p>	<p>保護観察終了時の無職者数は減少傾向にあるが、関係機関との連携を強化し、引き続きギャンブル等依存症である者等を含む保護観察対象者等に対する就労支援を強化していく必要がある。</p>

Ⅲ 予防教育・普及啓発

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 依存症の理解を深めるための普及啓発【厚生労働省・総務省】			
<p>厚生労働省は、引き続き、以下の取組を推進。 ○シンポジウム、普及啓発イベント等を通じ、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等を積極的に普及啓発。 ○依存症対策全国センターは、ポータルサイトで積極的に情報発信。令和元年度から、啓発週間に合わせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために必要な支援を実施。 ○都道府県等において、リーフレット等により地域の相談窓口を普及啓発。</p>	<p>(普及啓発) ○厚生労働省は、依存症の理解を深めるためのシンポジウムや普及啓発イベント、インターネットや放送番組による情報発信等を通じて、ギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を実施した。 特に若い世代に対しては、関心を持ってもらえるよう、SNS等を活用した周知啓発や、普及啓発イベントや番組等の出演者に著名人を起用するなどの工夫を行った。 また、依存症の理解を深めるため、普及啓発リーフレット等を作成し、都道府県等へ配布するとともに、厚生労働省HPや依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて掲載した。 (依存症対策全国センター) ○厚生労働省は、依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて、ギャンブル等依存症の情報発信を強化した(「ギャンブル依存症ってどんな病気?」の動画掲載、YouTubeへの配信など)。 また、厚生労働省は、啓発週間に合わせて、ギャンブル等依存症に関するシンポジウムを開催するために依存症対策全国センターへ必要な支援(令和元年度)をするとともに、特設ページの開設やSNS等を活用した普及啓発活動(令和2年度)を実施した。 (地域の相談窓口を普及啓発) ○厚生労働省は、都道府県等が、依存症対策総合支援事業等を活用し、リーフレット等により地域の相談窓口の周知を実施できるよう、取組を進めている。</p>	<p>(普及啓発) ○厚生労働省は、依存症の理解を深めるために以下の取組を実施した。 【令和元年度】 依存症対策全国センターにおける令和元年5月12日にギャンブル等依存症啓発シンポジウムの横浜市での開催を支援し、普及啓発活動を実施した。 依存症の理解を深めるための普及啓発のイベントを実施した。 令和元年11月4日 宮城県仙台市 令和2年1月26日 福岡県福岡市 令和2年3月1日 東京都千代田区 【令和2年度】 依存症の理解を深めるための普及啓発を実施した。 令和3年2月7日 FM北海道 特集番組放送 令和3年2月14日 FM石川 特集番組放送 令和3年2月20日 FM神戸 特集番組放送 令和3年2月20日 BS朝日 特集番組放送 令和3年1月28日、3月10日 依存症啓発シンポジウム 令和3年3月17日 ライブイベント(インターネット配信) また、依存症に関する特設のホームページを設置し、啓発に資する動画や漫画を掲載した。特に若い世代に対しては、ギャンブル等依存症問題の関心と理解を深めてもらえるよう、ツイッター「依存症なび」での周知啓発を行ったほか、依存症啓発サポーターに古坂大魔王氏(令和元年度)、今田耕司氏(令和2年度)を起用し、関心を持ってもらえるような工夫を行った。また、依存症者回復支援に関する啓発のためのアウェアネスシンボルを作成し、各種啓発活動に活用している。【令和元・2年度】</p>	<p>(普及啓発) ○依存症の理解を深めるために、引き続き、シンポジウムや普及啓発イベント等を通じたギャンブル等依存症を含む依存症の正しい知識や相談窓口等の普及啓発を実施することが重要である。 (依存症対策全国センター) ○依存症対策全国センターについては、引き続き、ポータルサイトの情報発信を実施することが重要である。 (地域の相談窓口を普及啓発) ○都道府県等が、リーフレット等により地域の相談窓口を周知することや様々な普及啓発に取り組むことを後押しするために、依存症対策総合支援事業等の活用を引き続き促すことが重要である。</p>

		<p>加えて、依存症の理解を深めるため、普及啓発リーフレット等を作成し、都道府県等へ配布するとともに、厚生労働省HPや依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて掲載し、普及啓発を実施した。【令和元・2年度】</p> <p>(依存症対策全国センター) ○依存症対策全国センターのポータルサイトにおいて、地域の相談窓口や専門医療機関を掲載し、随時更新を行った。【令和元・2年度】</p> <p>(地域の相談窓口を普及啓発) ○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業により、都道府県の地域の相談窓口での普及啓発を支援している。【令和元・2年度】 総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p>	
--	--	--	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等 (令和2年度)
2 ギャンブル等依存症対策に関する消費者向けの総合的な情報提供【消費者庁】			
<p>消費者庁は、ギャンブル等依存症に関する情報提供のため、以下の取組を推進。</p> <p>○平成31年3月に改訂した注意喚起・普及啓発資料の活用を推進。</p> <p>○令和元年度中に、消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページ等を改訂。</p> <p>○随時、SNS等の手段を活用し、ギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧を促す取組を実施。</p>	<p>○啓発週間をはじめ、年間を通じ「ギャンブル等依存症でお困りの皆様へ」（平成30年3月作成、平成31年3月改訂）の活用を推進した。</p> <p>加えて、「ギャンブル等依存症が疑われる方、そして御家族の皆様へ」と改題の上、更新した（令和2年3月）。</p> <p>○令和元年度中に、消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページ等を改訂した。</p> <p>○SNS等の手段を活用し、消費者庁ウェブサイト内の特設ページの閲覧を促進した。</p>	<p>①ギャンブル等依存症問題啓発週間における周知の実施例【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間シンポジウム（令和元年5月）において配布。 ・久里浜医療センターの主催するシンポジウム（令和元年5月）において配布。 ・長野県で開催された「消費者月間記念 ギャンブル等依存症啓発講演会」（令和元年5月）において配布。 <p>②ギャンブル等依存症問題啓発週間以外での周知の実施例【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国立精神・神経医療研究センター市民公開講座（令和元年7月）において配布。 ・消費者行政新未来創造オフィス開設2周年記念フォーラム（令和元年7月）において配布。 ・アルコール関連問題啓発フォーラム2019 in Tokyo（令和元年11月）において配布。 <p>③消費者行政かわら版第2号による消費者庁ウェブサイト内の特設ページの紹介等【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月に、消費者行政かわら版第2号を作成し、消費者庁ウェブサイト内の特設ページを紹介。都道府県・指定都市の消費者行政部局及び消費者団体に情報提供したほか、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会及び成年後見センター・リーガルサポートに対し、会員向けの周知を依頼。 ・令和元年6月以降の日本弁護士連合会のイベント、エシカル・ラボ in 石川（令和元年8月）において配布。 <p>④消費者庁ウェブサイト内の特設ページの更新【令和元年度】</p>	<p>○引き続き、注意喚起・普及啓発資料の活用を促進する必要がある。</p> <p>○消費者庁ウェブサイト内のギャンブル等依存症問題特設ページを必要に応じて改訂する。</p> <p>○引き続き、ギャンブル等依存症問題特設ページの閲覧促進に取り組む必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 地域における普及啓発の支援【消費者庁】			
<p>消費者庁は、地域における普及啓発のため、以下の取組を推進。</p> <p>○平成31年2月に策定した啓発用資料のサンプルを活用し、啓発週間などあらゆる機会を捉えて広範に啓発活動を実施するよう、地方公共団体に要請。</p> <p>○令和2年度以降、地方公共団体の優良な取組事例を周知。</p>	<p>○平成31年2月に地方公共団体に対して示した啓発用資料のサンプルの活用等による適切な普及啓発の実施に関し、令和元年度（平成31年4月）及び令和2年度（令和2年5月）の都道府県等消費者行政担当課長会議において要請した。</p> <p>※令和2年度においては実開催は中止となったため、HP掲載による代替開催</p> <p>○令和元年度中、地方公共団体の取組事例を消費者庁ウェブサイト内の特設ページで紹介した。</p>	<p>①啓発用資料のサンプルの活用促進【令和元・2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県等消費者行政担当課長会議（平成31年4月、令和2年5月）において要請。 <p>②優良事例の周知等【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月までの地方公共団体での取組状況を把握し、令和元年8月、普及啓発の先行的事例を紹介する資料を公表。 <p>③地方消費者行政強化交付金による地方公共団体の取組を支援する体制の整備【令和元・2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体におけるギャンブル等依存症問題に関する普及・啓発を行うための取組を支援するため、平成31年2月に要綱を改正し、地方消費者行政強化交付金の強化事業実施メニューに追加。 <p>④地方公共団体等外部からの依頼に応じたの施策紹介【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年6月、全国消費生活相談員協会において講義を実施。 ・令和元年12月、北海道財務局スキルアップ研修会において講義を実施。 ・令和2年1月、令和元年度島根県消費者金融等被害防止対策会議において講義を実施。 	<p>○引き続き、啓発用資料を活用し、機会を捉えて、地方公共団体におけるきめ細やかな知識の普及の取組を促していく必要がある。</p> <p>○引き続き、地方公共団体の優良な取組資料を周知していく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
4 青少年等に対する普及啓発の推進【消費者庁・文部科学省】			
<p>○消費者庁は、以下の取組を推進。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年11月に策定した青少年向けの啓発用資料を活用し、啓発週間における啓発活動を展開。また、SNS等を活用し青少年向けの啓発資料を周知。 ・令和元年度以降、消費者月間の関連行事等でも、青少年向けの啓発資料を配布。 <p>○文部科学省は、令和元年度以降、消費者庁作成の啓発用資料等を活用するなどして、専門学校や大学等における普及啓発を強化。</p>	<p>○消費者庁は、平成30年11月に公表した青少年向けの啓発用資料（「のめり込み」にはくれぐれも御注意を）を、啓発週間期間を中心に周知した。</p> <p>○文部科学省は、消費者庁と連携し、国公私立大学や専門学校等に対しては、事務連絡（令和元年5月15日付）を発出して啓発用資料を周知し、都道府県教育委員会等に対しては、市町村レベルでの取組の中での資料活用について依頼した。</p> <p>また、令和2年度啓発週間において、消費者庁作成のチラシを都道府県教育委員会等や、国公私立大学や専門学校等に周知した。</p>	<p>①ギャンブル等依存症問題啓発週間における周知の実施例【消費者庁】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者月間シンポジウム（令和元年5月）において配布。【令和元年度】 ・経済団体などを通じた周知。【令和元年度】 ・大規模な病院（大学附属病院など）において配布。【令和元・2年度】 <p>②ギャンブル等依存症問題啓発週間以外での周知の実施例【消費者庁】【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・消費者委員会10周年記念シンポジウム（令和元年6月）において配布。 ・再犯防止シンポジウム2019（令和元年7月）において配布。 ・令和元年度のブロック別再犯防止シンポジウム（令和元年12月まで）において配布。 ・エシカル・ラボ in ひょうご（令和元年9月）において配布。 ・エシカル・ラボ in しずおか（令和元年12月）において配布。 	<p>○引き続き、機会を捉えて、地方公共団体におけるきめ細やかな知識の普及の取組を促していく必要がある。【消費者庁】</p> <p>○引き続き、専門学校や大学等における効果的な普及啓発に努め、例えば会議やイベント等における周知を継続する。【文部科学省】</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
5 学校教育における指導の充実【文部科学省】			
<p>文部科学省は、新たに精神疾患を取り上げることとした新高等学校学習指導要領の令和4年度からの実施に向けて、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることとした新高等学校学習指導要領解説に基づき、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度以降、各種研修会等で、全国の学校体育担当指導主事等に対し、新高等学校学習指導要領を周知。</p> <p>○令和元年度以降、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料を周知し、その活用を促進。</p> <p>○令和元年度中に、発達段階に応じた子供向け啓発資料を作成。</p>	<p>○全国の学校体育担当指導主事等に対し、新学習指導要領について協議会等で周知した。</p> <p>○平成30年度に作成した『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（「教師用指導参考資料」という）を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。また、全国の学校保健担当指導主事等に対し、当該資料を積極的に活用するよう、協議会等で周知した。</p> <p>令和2年度には、令和元年度に作成した下記高校生向け啓発資料と共に全国の学校保健担当指導主事等に対し、当該資料を積極的に活用するよう、協議会等で周知した。</p> <p>○令和元年度には依存症に関する啓発資料作成委員会を立ち上げ、『「行動嗜癖」を知っていますか？ギャンブル等にのめり込まないために』（「高校生向け啓発資料」という）を作成した（令和2年3月）。そして、当該資料を文部科学省ウェブサイトに掲載し、教育委員会等を通じて学校に周知した。</p>	<p>○全国の学校体育担当指導主事等に対し、新学習指導要領について協議会等で周知済み（令和元年7月10日、8月28～29日、11月25日、令和2年1月22日）。【令和元年度】</p> <p>○「ギャンブル等依存症指導参考資料の送付について」（平成31年4月5日付け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を発出し、教育委員会等を通じて学校へ周知済み。</p> <p>全国の学校保健担当指導主事等に対し、教師用指導参考資料について協議会等で周知済み（令和元年5月30日、令和2年1月30日）。【令和元年度】</p> <p>全国の学校保健担当指導主事等に対し、教師用指導参考資料及び高校生向け啓発資料について学校保健全国連絡協議会で周知済み（令和3年2月4日）。【令和2年度】</p> <p>○「行動嗜癖」の理解のための啓発資料の送付について（令和2年5月14日付け、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課事務連絡）を発出し、教育委員会等を通じて学校へ周知済み。【令和2年度】</p>	<p>○新学習指導要領の実施に向けて、その趣旨徹底については、引き続き協議会等で周知を図る必要がある。</p> <p>○教師用指導参考資料、高校生向け啓発資料の積極的・効果的な活用を促すためには、継続的な働きかけが重要であり、引き続き協議会等で周知を図る必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
6 各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発の推進【文部科学省】			
<p>文部科学省は、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、全国各地域で、保護者や地域住民等に向けた啓発講座である「依存症予防教室」を実施。</p> <p>○令和3年度までに、事例集等を作成・周知し、地域における社会教育施設等を活用した啓発講座の取組を促進。</p>	<p>○令和元年度及び令和2年度の「依存症予防教室」事業において、各地域におけるギャンブル等依存症を含む依存症予防に資するため、保護者や地域住民等に向けた啓発講座を以下の通り実施した。</p> <p>令和元年度事業 → 3団体で実施</p> <p>令和2年度事業 → 4団体で実施</p> <p>○令和3年度までに事例集等を作成・周知するための検討に着手した。</p>		<p>○引き続き各地域において「依存症予防教室」を実施し、各地域の社会教育施設等を活用した保護者等への啓発を推進する必要がある。</p> <p>○啓発講座の事例集等の作成に向けて、事例収集・分析を進め、関連情報（相談・治療機関に関する情報やアクセス制限、貸付自粛制度等の手続に関する情報等）を盛り込むなど、内容の充実について検討する必要がある。</p>
7 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】			
<p>金融庁は、令和元年度内を目的に、ギャンブル等依存症問題の啓発の観点から、金融経済教育関係のガイドブックの改訂等を実施。</p>	<p>金融庁が発行する金融経済教育関係のガイドブックについて、ギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込む等の改訂を行い、令和3年2月に公表した。</p> <p>加えて、金融リテラシーの全体像に触れつつ、その基本となる概念を紹介し、人生とお金の関係について関心を持ってもらうためのエントリー教材として平成31年3月に策定・公表した「コアコンテンツ」（作成主体：金融経済教育推進会議）を大学生向けの講義において活用した。</p>	<p>○大学生向けの講義等において「コアコンテンツ」を活用し、ギャンブル等による借金や多重債務等のトラブルについて周知。【令和元・2年度】</p>	<p>改訂した金融経済教育のガイドブック及びコアコンテンツを利用した金融経済教育を通じ、金融リテラシーの向上に努める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
8 職場における普及啓発【厚生労働省・総務省】			
<p>厚生労働省は、職場における啓発のため、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレットを周知。加えて、健康保険組合等に対して依存症のリーフレット等を周知し職場への啓発を実施。</p> <p>○令和元年度中に、産業保健総合支援センター等の関係職員を研修対象に追加。</p> <p>○令和2年度以降、医療機関、精神保健福祉センター等が参画する包括的な連携協力体制に産業保健総合支援センターが参画し、多機関連携による普及啓発を実施できるよう支援。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知)</p> <p>○厚生労働省は、令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行っている。</p> <p>(研修対象者の追加)</p> <p>○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業実施要綱を改正し、依存症支援者研修事業のうち地域生活支援研修の対象者に「産業保健総合支援センター、健康保険関係団体の関係機関の職員等」を明記した。</p> <p>(各地域の連携協力体制)</p> <p>○厚生労働省は、各都道府県等に対して、医療機関、精神保健福祉センター、産業保健総合支援センター等が参画する、各地域の包括的な連携協力体制を推進するための通知を発出した。</p> <p>また、厚生労働省は健康保険組合等に対してリーフレット等を周知し、ギャンブル依存症の相談が寄せられた場合には相談窓口等の紹介や職場への啓発を行っている。</p>	<p>(ギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知)</p> <p>○厚生労働省は、令和元年度から、産業保健総合支援センターのウェブサイト等を通じてギャンブル等依存症の相談窓口や依存症のリーフレット等の周知を行った。【令和元・2年度】</p> <p>労働局や産業保健総合支援センターにおいて、事業場における産業保健スタッフ等からギャンブル等依存症についての相談が寄せられた場合には、リーフレット等を活用して相談窓口を紹介する等、適切な対応を行うこととしている。【令和元・2年度】</p> <p>○厚生労働省は、依存症対策総合支援事業実施要綱を改正し、依存症支援者研修事業のうち地域生活支援研修の対象者に「産業保健総合支援センター、健康保険関係団体の関係機関の職員等」を明記した。【令和元・2年度】</p> <p>(各地域の連携協力体制)</p> <p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」(令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)を都道府県知事及び指定都市市長宛て発出した。【令和元年度】</p> <p>総務省は、依存症対策総合支援事業の地方負担について、同事業の実施状況等を踏まえつつ、適切に地方交付税措置を講じている。【令和元・2年度】</p>	<p>○基本計画に基づき、産業保健総合支援センターや健康保険組合等の関係機関と連携して、ギャンブル等依存症の相談窓口等の周知を図ることが重要である。</p> <p>その上で、地域の実情等を踏まえた連携会議を開催するとともに、地域の関係機関の職員に対する研修の実施等を通じて、連携の促進をより一層図っていく必要がある。</p>

IV 依存症対策の基盤整備

第1 各地域の包括的な連携協力体制の構築【厚生労働省・消費者庁・警察庁・金融庁・総務省・法務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
<p>都道府県等において、地域の関係機関が参画する包括的な連携協力体制を構築するため、以下の取組を実施。</p> <p>○厚生労働省は、令和元年度中に、都道府県・政令指定都市に対して通知を发出し、精神保健福祉センター等が連携会議を開催するよう依頼し、毎年度、その状況を検証。</p> <p>○関係省庁は、令和元年度中に、関係機関に通知を发出し、連携協力体制に参画し、その強化を図るよう指示。</p> <p>※主な関係機関 依存症専門医療機関やその他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、財務局等・地方公共団体の多重債務相談担当課、消費生活センター、日本司法支援センター、司法書士会等、矯正施設、保護観察所、市区町村、教育委員会、生活困窮者自立相談支援事業を行う機関、地域自殺対策推進センター、児童相談所、産業保健総合支援センター、福祉事務所、発達障害者支援センター、警察、健康保険関係団体、自助グループ・民間団体、関係事業者等</p>	<p>○厚生労働省において、関係機関間の連携体制を構築するため、都道府県・政令指定都市等に対し、精神保健福祉センター等において、地域の実情等を踏まえて、関係機関を構成員に含めた連携会議を開始するよう依頼した。</p> <p>○関係省庁は関係機関に対し各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、令和元年度に通知を发出した。</p> <p>警察庁は、都道府県警察に対し、虐待、自殺未遂、犯罪などの問題を起こした者について、ギャンブル等依存症が疑われる場合には、地域の実情等を踏まえ、必要に応じ、地域の関係機関と連携し、当該問題を起こした者又はその家族を、相談機関、専門医療機関等へとつなぐための取組を推進するよう、通知を发出した。</p> <p>ぱちんこ業界は、実施規程において、各地域の連携協力体制への参画や具体的な協力事項（普及啓発に関する取組、各地域の取組状況の情報共有等）を規定し、具体的な連携方法として、医療相談機関等の客への紹介等を明記した。</p> <p>法務省は、現行の処遇マニュアルを引き継ぐ形で、受刑中から保護観察終了後を見据えて関係機関との積極的な連携を図るなどの取組を推進する内容を盛り込んだ「類型別処遇ガイドライン」を令和2年度に策定し、保護観察所に周知した。</p>	<p>○厚生労働省は、「ギャンブル等依存症対策における各地域の包括的な連携協力体制の構築について」（令和元年9月17日付け、障発0917第4号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）を都道府県知事及び指定都市市長宛て发出した。【令和元年度】</p> <p>そのうえで、連携会議について、各種会議等の機会を通じて周知している。【令和元・2年度】</p> <p>※都道府県等における連携会議の設置状況 （令和2年3月末現在 → 令和3年3月末現在） 合計 10/67団体 → 31/67団体 うち都道府県 8/47団体 → 24/47団体 うち政令指定都市 2/20団体 → 7/20団体</p> <p>○関係省庁は、関係機関に対し、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集等を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討するよう、通知を发出した。【令和元年度】</p> <p>○総務省の取組は以下のとおり。 ・令和元年9月、各府省行政苦情相談連絡協議会（21機関出席）において、ギャンブル等依存症対策に係る状況の共有、関係機関における情報提供例の紹介を行ったほか、今後も同協議会において、各府省の取組紹介及び相談対応に係る参考情報の提供、共有を図っていくことを確認した。【令和元年度】 ・本省と全国50か所の行政相談センターとのWeb会議において、ギャンブル等依存症対策に係る状況を共有するとともに、ギャンブル等依存症問題啓発週間（5月14日～20日）について周知した。【令和2年度】 ・来訪者への周知、利用等に供するため、厚生労働省作成のリーフレットを全行政相談センターの窓口配置した。【令和元・2年度】</p>	<p>○厚生労働省においては、都道府県等が地域の実情等を踏まえた連携会議を開催できるよう、各都道府県の地域の課題等も把握しながら、依存症対策総合支援事業等の活用を引き続き促すとともに、地域の関係機関の職員に対する研修の実施や関係機関主催の研修への講師派遣の協力等を通じて、知識・対応能力の向上や連携の促進を引き続き図っていくことが重要である。</p> <p>○関係機関は、各地域の包括的な連携協力体制に参画し、情報や課題の共有、最新の知見の収集を図り、それぞれの依存症対策への活用を検討する必要がある。</p>

第2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画の策定促進【内閣官房】

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等								
<p>内閣官房は、令和元年度以降、関係省庁の協力を得て、都道府県を対象とした説明会の実施等により、都道府県計画の策定を支援。令和2年度以降、毎年度、都道府県計画の策定状況を取りまとめ、ギャンブル等依存症対策推進本部に報告。</p>	<p>内閣官房において、都道府県担当者を対象とした説明会の開催や関係者が参集する会議への出席等を行い、また、内閣官房職員の講師派遣や先進的取組の事例集を含む各種参考資料の作成及び配布を行うことにより、都道府県計画の策定を支援した。</p> <p>令和3年4月末時点で21の道府県において都道府県計画が策定された。</p> <p>※都道府県計画の策定（予定）状況</p> <table border="0"> <tr> <td>令和3年4月末時点</td> <td></td> </tr> <tr> <td>策定済み</td> <td>21道府県／47都道府県</td> </tr> <tr> <td>令和3年度策定予定</td> <td>14都県／47都道府県</td> </tr> <tr> <td>策定時期未定</td> <td>12県／47都道府県</td> </tr> </table> <p>（策定済み道府県） 北海道、岩手県、秋田県、神奈川県、石川県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、福岡県、長崎県、大分県、宮崎県</p>	令和3年4月末時点		策定済み	21道府県／47都道府県	令和3年度策定予定	14都県／47都道府県	策定時期未定	12県／47都道府県	<p>都道府県計画の策定促進に係る具体的取組</p> <p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県担当者を対象とした説明会及び情報共有会議の開催 ・都道府県への個別往訪による意見交換 <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内閣官房職員の講師派遣 ・関係機関による先進的取組の事例集の作成・配布 <p>【令和元・2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関が参集する会議への出席による協力依頼 ・関係資料集、データ集の作成・配布 	<p>令和3年4月末時点で21道府県で都道府県計画が策定され、令和3年度策定予定も14都県あるところであるが、策定時期未定の県もあることから、各都道府県の地域の実情を把握しながら、全ての都道府県において速やかに計画が策定されるよう、引き続き支援していくことが必要である。</p>
令和3年4月末時点											
策定済み	21道府県／47都道府県										
令和3年度策定予定	14都県／47都道府県										
策定時期未定	12県／47都道府県										

第3 人材の確保

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師を養成するための医師臨床研修の見直し等【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、令和3年度までに、800人以上の臨床研修医等がギャンブル等依存症例を経験することや研修を受講することにより、ギャンブル等依存症の初期対応を行える医師の拡充を目指し、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、臨床研修指導ガイドラインにおける臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付ける。</p> <p>○令和2年度以降、全ての臨床研修医が2年以上の研修期間の中で、ギャンブル等依存症例等を経験することとする。</p> <p>○診療に従事する医師を対象とした、地方公共団体が依存症治療拠点機関との連携等により実施するギャンブル等依存症の初期対応を含む研修等を推進。</p>	<p>(臨床研修制度における取組)</p> <p>○臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」を作成したほか、見直し後の臨床研修制度について、プログラム責任者養成講習会等において周知徹底を図っている。</p> <p>(地方自治体及び依存症治療拠点機関の研修)</p> <p>○依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策総合支援事業において依存症医療研修を実施している。</p>	<p>(臨床研修制度における取組)</p> <p>○臨床研修医が経験する症例としてギャンブル等依存症等を位置付けた「臨床研修指導ガイドライン」を作成したほか、見直し後の臨床研修制度について、プログラム責任者養成講習会等において周知徹底を図っている。【令和元・2年度】</p> <p>(地方自治体及び依存症治療拠点機関の研修)</p> <p>○依存症対策全国拠点機関設置運営事業において依存症治療指導者養成研修、依存症対策総合支援事業において依存症医療研修を実施している。【令和元・2年度】</p> <p>[依存症治療指導者養成研修(医師受講者数)]</p> <p>平成29年度：48名 平成30年度：51名 令和元年度：52名 令和2年度：48名</p> <p>[依存症医療研修(医師受講者数)]</p> <p>平成30年度：116名 令和元年度：83名 令和2年度：65名(令和2年度末時点の報告数)</p>	<p>(臨床研修制度における取組)</p> <p>○見直し後の臨床研修制度について、プログラム責任者養成講習会や、改訂された指導ガイドラインを通じて、ギャンブル等依存症等の指導内容の周知を図っていく必要がある。</p> <p>(地方自治体及び依存症治療拠点機関の研修)</p> <p>○引き続き、依存症対策全国拠点機関設置運営事業における依存症治療指導者養成研修及び、依存症対策総合支援事業における依存症医療研修を実施する機会の充実を図っていく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 医学部におけるギャンブル等依存症に関する教育の充実【文部科学省】			
<p>文部科学省は、引き続き、全国の国公立大学医学部長会議等において、ギャンブル等依存症を明記した「医学教育モデル・コア・カリキュラム」を周知し、その実践を要請。</p>	<p>国公立大学医学部の学部長等の教育責任者が集まる会議において、基本法や医学教育モデル・コア・カリキュラムの関連内容とギャンブル等依存症に関する教育の充実について周知・要請した。</p>	<p>【令和元年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和元年5月31日 全国医学部長病院長会議定例社員総会(国公立) ・令和元年7月5日 全国公立医科歯科大学長・事務局長会議(公立) ・令和元年9月11日 国立大学医学部・医科大学事務協議会(国立) <p>【令和2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和2年5月29日 全国医学部長病院長会議定例社員総会(国公立) ・令和2年9月中旬 国立大学医学部・医科大学事務協議会(国立) 	<p>各大学における取組の更なる充実を図るため、継続的に要請する必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 保健師、助産師、看護師、社会福祉士、精神保健福祉士、公認心理師及び作業療法士の養成【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、人材養成のため、以下の取組を推進。</p> <p>○保健師・助産師・看護師について、引き続き、「依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）」等の項目が盛り込まれた保健師助産師看護師国家試験出題基準に基づいた国家試験を実施。</p> <p>○社会福祉士について、令和元年度中に、ギャンブル等依存症に関する基本的な知識を学習できるよう、社会福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。</p> <p>○精神保健福祉士について、令和元年度中を目途に、「精神保健福祉士の養成の在り方等に関する検討会」での結論を得た上で精神保健福祉士の養成施設等におけるカリキュラムを見直し。</p> <p>○公認心理師及び作業療法士について、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を推進。</p>	<p>（保健師・助産師・看護師）</p> <p>○厚生労働省は、平成30年版の保健師助産師看護師国家試験出題基準から看護師では依存症対策（アルコール依存、薬物依存、病的賭博）を盛り込んでいる。保健師も同様に病的賭博、依存症対策が盛り込まれている。</p> <p>国家試験は毎年80～90%の合格率であり、一定程度の看護師・保健師を養成している。</p> <p>（社会福祉士）</p> <p>○厚生労働省は、社会福祉士養成課程のカリキュラムの見直しに係る検討会を開催し、科目「社会学と社会システム」において、これまでの教育内容に加え、ギャンブル依存を含めた「依存症」を学ぶべき内容として改め、社会福祉士養成施設課程における教育内容等の見直しに係る案を提示した。</p> <p>（精神保健福祉士）</p> <p>○厚生労働省は、精神保健福祉士養成課程のカリキュラムの見直しに係る検討会を開催し、科目「現代の精神保健の課題と支援」において、これまでの教育内容に加え、「ギャンブル等依存対策」を学ぶべき内容として改め、精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しに係る案を提示した。</p> <p>（公認心理師及び作業療法士）</p> <p>○厚生労働省は、ギャンブル等依存症からの回復支援には、心理的な側面からのアプローチを可能とする専門職を養成する必要があるため、公認心理師試験出題基準において、「依存症（薬物、アルコール、ギャンブル等）」の項目等を盛り込んでいる。令和2年に第3回公認心理師試験を実施した。</p> <p>また、依存症対策全国拠点機関設置運営事業において、依存症対策全国センター等が開催するギャンブル等依存症の研修会の参加を通じた人材の養成を実施した。</p>	<p>（保健師・助産師・看護師）</p> <p>○保健師助産師看護師国家試験の結果 （令和元年度実施 → 令和2年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健師国家試験合格者 第106回 7,537人 合格率(91.5%) →第107回 7,387人 合格率(94.3%) ・看護師国家試験合格者 第109回 58,513人 合格率(89.2%) →第110回 59,769人 合格率(90.4%) <p>（社会福祉士）</p> <p>○令和元年6月28日に社会福祉士養成課程における教育内容等の見直しとして、社会福祉士養成課程のカリキュラム案を提示。同年12月にパブリックコメントを実施した。社会福祉士養成課程の新カリキュラムに係る省令、告示、通知を令和2年3月6日に公布、発出した。【令和元年度】</p> <p>（精神保健福祉士）</p> <p>○令和元年6月28日に精神保健福祉士養成課程における教育内容等の見直しとして、精神保健福祉士養成課程のカリキュラム案を提示。精神保健福祉士養成課程の新カリキュラムに係る省令、告示、通知を令和2年3月6日に公布、発出した。【令和元年度】</p> <p>（公認心理師及び作業療法士）</p> <p>○公認心理師試験の結果 （令和元年度実施 → 令和2年度実施）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公認心理師試験合格者 第2回 7,864人 合格率(46.4%) →第3回 7,282人 合格率(53.4%) ・資格登録者 （令和2年3月末時点 → 令和3年3月末時点） 34,939人 → 41,556人 	<p>（保健師・助産師・看護師）</p> <p>○引き続き、依存症対策の基本的知識を持った看護師や保健師の輩出に寄与していくことが必要である。</p> <p>（社会福祉士及び精神保健福祉士）</p> <p>○新しいカリキュラムでの養成は、令和3年度入学者より適用予定であり、円滑に新たなカリキュラムに移行できるよう、養成校への支援が必要である。</p> <p>（公認心理師及び作業療法士）</p> <p>○公認心理師について、今後も、引き続き、ギャンブル等依存症に対応できる人材の確保や養成を行う必要がある。</p> <p>また、作業療法士について、今後も、引き続き、ギャンブル等依存症の研修会の参加を通じた人材の養成を行うとともに、新たな教育内容について円滑に導入する必要がある。</p>

		<p>作業療法士について、依存症対策全国センター等 が実施する研修等に加えて、令和元年10月に、学修 目標の一つとして「嗜癖行動（喫煙、飲酒、ギャン ブル等）の健康への関連について説明できる。」等 が盛り込まれた「作業療法士養成教育モデル・コ ア・カリキュラム」を、一般社団法人日本作業療法 士協会が作成した。【令和元年度】 作業療法士養成施設等における新たな教育内容に ついては、令和2年度から順次導入している。【令 和2年度】</p>	
--	--	---	--

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
4 ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者への適切な支援のための、生活保護担当ケースワーカーに対する研修の実施【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、引き続き、ギャンブル等依存症が疑われる生活保護受給者に対し適切な支援が行われるよう、生活保護担当ケースワーカーに対し、研修を実施。</p>	<p>全国ケースワーカー研修会を開催（令和元年8月、令和3年1月（オンライン））し、依存症の概要や依存症を有する者の特徴、依存症が疑われる者への対応等について知識の向上を図るとともに、精神保健福祉センターなどの相談・治療を行う機関へつなぐケースワーカーの役割の重要性について講義を行った。</p> <p>令和元年度の同研修会では、「家計管理に課題のある者への支援（生活費を過度に競馬やパチンコにあてているケース）」をグループワークのテーマの一つとして実施した。</p>	<p>各実施機関等において被保護者の自立支援に係る事業の中心的役割を担う生活保護担当ケースワーカー等が研修会に参加した。【令和元・2年度】</p>	<p>全国のケースワーカーがギャンブル等依存症について理解が得られるよう、引き続き取り組んでいく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
5 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に効果的な指導・支援を実施できる刑事施設の職員の育成【法務省】			
<p>法務省は、以下の取組を推進。</p> <p>○矯正研修所（支所を含む。）において、令和元年度中に、刑事施設の教育担当職員に対して、ギャンブル等依存症問題に関する研修を開始。令和3年度までに、処遇担当部署の職員に対する研修を開始。</p> <p>○矯正研修所（支所を含む。）において、令和3年度までに、集合研修で医師や心理療法士等の知見を踏まえた研修（スーパービジョン）を開始。</p>	<p>○刑事施設の教育担当職員に対する研修</p> <p>矯正研修所で行う集合研修において、刑事施設の教育担当職員に対し、ギャンブル等依存に関する知見を有する医師を講師として招き、ギャンブル等依存の理解に資する講義を実施した（令和元年10月）。また、矯正研修所においてギャンブル等依存症問題に関する知見を有する医師を講師として招へいし、同講義を収録したDVDの作成・矯正施設への配布を通して、処遇担当部署の職員に対し、ギャンブル等依存症問題に資する講義を実施した（令和2年10月）。DVD配布による講義実施については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、矯正研修所等において令和2年度当初予定していた集合研修が全て中止となったことから、集合研修に代わる措置である。</p> <p>○医師や心理療法士等の知見を踏まえた研修（スーパービジョン）</p> <p>矯正研修所における令和3年度の集合研修において医師や心理療法士等の知見を踏まえた研修（スーパービジョン）を実施する計画を令和元年より検討を開始、令和2年度時点では立案中である。</p>	<p>○刑事施設の教育専門官及び刑務官対象の改善指導科研修を実施（令和元年10月15～18日）し、講師として久里浜医療センター副院長を招へいした。【令和元年度】</p> <p>○矯正研修所においてギャンブル等依存症問題に関する知見を有する医師（久里浜医療センター副院長）を招へいし、同講義内容を収録したDVDの作成・矯正施設への配布を通して、処遇担当部署の職員に対し、ギャンブル等依存症問題の理解に資する講義を実施した（令和2年10月）。【令和2年度】</p> <p>※ DVD配布による講義実施については、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、矯正研修所等において令和2年度当初予定していた集合研修が全て中止となったことから、集合研修に代わる措置である。</p>	<p>引き続き、矯正研修所における研修等を通じ、処遇担当部署の職員のギャンブル等依存への理解を深めると共に、依存の問題を有する受刑者に対する指導力を向上させる必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
6 ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等に効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員の育成【法務省】			
<p>法務省は、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等への適切な指導・支援体制の整備のため、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、更生保護官署職員を対象に、ギャンブル等依存症問題の理解と回復に関する研修を開始。</p> <p>○令和3年度までに、効果的な指導・支援を実施できる更生保護官署職員を育成。</p>	<p>○更生保護官署職員に対し、研修において、ギャンブル等依存に関する講義を実施した（令和元年12月、令和2年12月）。</p> <p>○研修を受講した職員が、研修で学んだ内容を実務訓練期間において積極的に実践することにより、効果的な指導・支援の実施に必要なスキルの習得を図ることとした。</p>	<p>○新任の保護観察官に対する研修において、令和元年度は約50人を対象に、令和2年度は約60人を対象にギャンブル依存に関する講義を実施した。【令和元・2年度】</p> <p>指導的立場にある保護観察官約25人等に対する研修においてもギャンブル依存に関する講義を実施したほか、その他の保護観察官に対する研修においても、ギャンブル依存を含む依存症に関する講義を実施。【令和元年度】</p>	<p>○研修を通じて、更生保護官署職員にギャンブル等依存に関する理解を深めさせることができた。</p> <p>○引き続き、効果的な研修を実施することにより、ギャンブル等依存症問題を有する刑務所出所者等の指導・支援に当たる更生保護官署職員を計画的に増やしていく必要がある。</p>

V 調査研究

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの確立に向けたエビデンスの構築等、治療プログラムの全国的な普及【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、以下の取組を推進。</p> <p>○令和元年度中に、ギャンブル等依存症の標準的な治療プログラムの有効性の検証、同プログラムの普及及び均てん化を図るため、調査研究を実施。ギャンブル等依存症に対する薬物療法の可能性についても調査に着手。</p> <p>○令和3年度までを目途に、全都道府県・政令指定都市で、上記治療プログラムを提供する専門医療機関等を整備するための取組を実施。</p>	<p>○厚生労働省は、令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、薬物療法の可能性についての調査、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。</p>	<p>○厚生労働省は、令和元年度から厚生労働科学研究「ギャンブル等依存症の治療・家族支援に関する研究（研究代表者：松下幸生）」において、薬物療法の可能性についての調査、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等に取り組んでいる。【令和元・2年度】</p>	<p>○厚生労働科学研究において、薬物療法の可能性についての調査、ギャンブル等依存症に係る治療研究や家族向けの研修プログラムの開発等を進める。</p>
2 個人認証システムの導入や海外競馬の依存症対策に係る調査【農林水産省】			
<p>競馬主催者等は、令和3年度までに、入場管理方法としての個人認証システムの研究及び海外競馬のギャンブル等依存症対策の状況調査を実施。</p>	<p>○競馬場において、数万人という来場者の入退場時及び場内滞在時において、スムーズかつ安全な導線の確保が可能な個人認証のための支援ツールとして顔認証システムの研究を開始し、JRAにおいて令和元年10月から11月にかけて実証実験を実施した。</p> <p>JRAは海外駐在事務所を通じ、海外競馬のギャンブル等依存症対策に関する状況調査を実施した。</p>	<p>○実証実験 令和元年10月14日～11月17日の競馬開催日（東京競馬場及びウインズ銀座で実施）</p> <p>○実証実験での検証結果 ①帽子・サングラス・マスクなどのアイテム装着時は認証精度が下がる、②開門時など入場者が殺到する際に処理が追いつかない場合がある、③日照条件など環境変化への対応（チューニング）が必要などの問題もあるため、認証エンジンの性能向上・技術革新のみならず、カメラの設置場所・台数・チューニング方法など、ハード面・運用面を含めて総合的に更なる検証が必要。</p>	<p>顔認証システムについては、実証実験の検証結果を踏まえ、実用性や運用性等を含めた導入の可能性を検討できるよう、研究を進める必要がある。</p> <p>また、海外競馬のギャンブル等依存症対策の状況調査結果を検証し、参考となる対策を国内対策に反映させるなど、依存症防止や対策に資する新たな課題解決に努める必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
3 新たな入場管理方法の調査研究【国土交通省】			
<p>全施協は、モーターボート競走関係団体と連携して、令和元年度から3年間を目途に、対象者を特定する技術の先進事例を参考としつつ、ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、その導入の可能性を検討。</p>	<p>○ICT技術を活用した入場管理方法の研究を開始し、令和元年11月から12月にかけて、顔認証システムの実証実験を実施した。 この実証実験結果をもとに検証を行い、次の競走場等での実験につなげる。</p>	<p>○顔認証システムの実証実験 令和元年11月28日～12月27日の営業日 (常滑競走場及びボートレースチケットショップ高浜で実施)</p> <p>○実証実験での検証結果 ①混雑時においては入場者の重なりにより人物検知がされない入場者が発生する、②特定人物検知についてはマスク、帽子及び眼鏡等をつけている場合、大幅に検知率が下がる、③天候による照度の影響を大きく受け、時間帯で精度に差が生まれる等の課題が多くあった。 今後は、今回の結果を踏まえた上で更なる実証実験を行うほか、実用性及び予見される課題の考察が必要。</p> <p>なお、令和2年度においては、令和元年度に実施した実証実験の結果検証及び令和3年度に実施予定の戸田競走場での実証実験に向けた検討・準備を行った。</p>	<p>実証実験の検証結果を踏まえ、一定の方向性を見出せるよう計画的に研究を進める必要がある。</p>

VI 実態調査

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、関係省庁の協力を得て、令和元年度中に、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等を含むギャンブル等依存症問題の実態調査の方策を検討し、令和2年度に実施。</p>	<p>厚生労働省は、関係省庁の協力を得て多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等を含むギャンブル等依存症問題の実態調査を実施した。</p>	<p>厚生労働省は、依存症に関する調査研究事業（国立病院機構久里浜医療センターへの補助事業）において、ギャンブル等依存症の実態把握のため、「ギャンブル等依存症の実態に係る調査・研究事業」を実施した。【令和2年度】</p>	<p>実態調査結果を分析の上、今後の取組の推進につなげる必要がある。</p>
2 国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査【消費者庁】			
<p>消費者庁は、以下の取組を推進。 ○令和3年度までに、国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査を実施。 ○令和3年度までに、注意喚起・普及啓発の施策の認知度等の実態調査を実施。</p>	<p>○国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査を実施した。 ○注意喚起・普及啓発の施策の認知度等の実態調査を実施した。</p>	<p>○国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査及び注意喚起・普及啓発の施策の認知度等の実態調査を令和2年度1月に実施。ギャンブル等に対するイメージ、関連した消費者トラブルについての認識、啓発資料の認知度、啓発資料に対する印象等について、インターネット調査を行った。</p>	<p>○国民のギャンブル等の消費行動等の実態調査・認知度調査の結果を反映した施策の実施。</p>
3 公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【農林水産省・経済産業省】			
<p>○公営競技カウンセリングセンターは、令和元年度以降、相談件数や相談者属性等について、今後開設予定の同センターのウェブサイトで公表。 ○全国公営競技施行者連絡協議会は、多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握のため、相談内容等の分析を開始し、関係機関に提供。</p>	<p>○公営競技カウンセリングセンター報告会において示された相談件数や相談事例について、適宜専門家を交え事例検討を行っている。また、令和2年5月から公連協のHPで相談実績等を公表している。 ○多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握については、相談内容等の分析中である。</p>	<p>○平成30年5月以降、令和3年3月末までに公営競技カウンセリングセンター報告会を31回（そのうち、専門家を交えた報告会は30回）開催。 （主な報告内容） ・相談件数や相談者属性、相談内容 ○令和2年5月に公連協HPで相談実績等を公表。</p>	<p>公営競技カウンセリングセンター及び各公営競技間で連携し、相談事例の積み上げ・分析を行うなど、多重債務及び犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態の把握を試みる必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
4 ギャンブル依存症予防回復支援センターへの相談データの分析によるギャンブル等依存症問題の実態把握【国土交通省】			
<p>全施協は、支援センターと連携し、令和元年度中に、相談データの分析結果に基づいた実態把握を実施し、公表。令和3年度までに、多重債務・貧困・犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態把握のため、相談内容等の分析を開始し、関係機関に提供。</p>	<p>支援センターにおける相談内容を分析し、毎年度、アニュアルレポートの公表を行っている。 また、毎月取りまとめを行っている相談実績及びレポートを関係者に周知し、レポートについては支援センターHPで公表している。 多重債務・貧困・犯罪等に関する実態把握に資するため、支援センターにおける相談内容等の分析方法及び当該分析結果を関係機関に提供するための体制を検討中である。</p>	<p>○支援センターにおける相談内容を分析し、同センターHPにおいて、アニュアルレポートを毎年度公表。 ○支援センターのカウンセラーに対する研修を令和元年度に引き続き、令和2年度も実施。</p>	<p>支援センターと連携し、相談事例の積み上げ・分析を行うなど、多重債務及び犯罪等に係るギャンブル等依存症問題の実態の把握を試みる必要がある。 また、サポートコールへの相談事例の多数を占める借金問題に関する専門家との連携が必要なため、現在の医師とのアドバイザー契約の他に金銭問題に精通した司法書士等との連携も必要である。</p>
5 リカバリーサポート・ネットワーク（RSN）の相談データの分析等によるばちんこへの依存問題の実態把握【警察庁】			
<p>○ばちんこ業界は、RSNの協力を得て、毎年度、相談者の統計情報の集計・分析を充実させるなどにより、ばちんこへの依存問題を有する者の環境等の実態把握を実施し、公表。 ○警察庁は、令和元年度中に、ばちんこをはじめとするギャンブル等への依存を原因とした犯罪に係る必要な調査の実施について検討に着手。</p>	<p>○ばちんこ業界は、RSNの協力を得て、相談者の統計情報の集計・分析による、ばちんこへの依存問題を有する者の実態把握を実施し、毎年、事業報告書として公表している。 ○警察庁は、ばちんこへの依存に関する実態等の調査の実施に向けた検討を行い、調査を開始した。</p>	<p>○ORSNIにおいて「ばちんこ依存問題電話相談事業報告書」を作成・公表。【令和元・2年度】 ○警察庁においてばちんこへの依存に関する実態等の調査を開始。【令和2年度】</p>	<p>○ばちんこ業界において、引き続き、RSNへの相談者の統計情報の集計・分析を充実させつつ、ばちんこへの依存問題を抱える人の環境などの実態の把握を行い、公表していく必要がある。 ○警察庁において、ばちんこをはじめとするギャンブル等への依存を原因とした犯罪に係る必要な調査を計画的に進めていく必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
6 子ども虐待による死亡事例等におけるギャンブル等依存症の影響等の把握【厚生労働省】			
<p>厚生労働省は、令和元年度以降、継続的に、ギャンブル等依存症が児童虐待へ及ぼす影響等を調査・検討。</p>	<p>厚生労働省は、社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において、子ども虐待による死亡事例（平成29年度分（令和元年度調査）・平成30年度分（令和2年度調査））の養育者（実父母）について「ギャンブル等依存症」の有無を調査・検証した。</p>	<p>子ども虐待による死亡事例における養育者（実父母）の心理的・精神的問題等として、ギャンブル等依存症の問題を抱えていたケースは以下の通りであった。</p> <p>4件（平成29年度分） → 0件（平成30年度分）</p> <p>平成29年度分については「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について（第15次報告）」（令和元年8月）、平成30年度分については「同（第16次報告）」（令和2年9月）において、調査結果を公表した。【令和元・2年度】</p>	<p>子ども虐待による死亡事例等に関してギャンブル等依存症の影響の調査を開始してから3年目であるが、対象事例も限られていることから、今後も「社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」において調査を継続し、傾向を分析することが必要である。</p>
7 ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握【法務省】			
<p>法務省は、令和元年度中に、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握のための調査を開始し、同調査の結果を全国の刑事施設で共有。</p>	<p>ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の実態把握のため、各刑事施設においてギャンブル等依存への指導が必要と判断される受刑者のスクリーニング方法等について調査を実施し、結果を全国の刑事施設で共有した（令和2年3月）。</p> <p>また、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に関する概数調査のほか、刑事施設における指導の実情や他省庁・地域における取組状況を調査し、その結果を取りまとめた（令和3年3月）。</p>	<p>【令和元年度調査】</p> <p>「ギャンブル等依存に係る指導の執務参考資料の送付について」（令和2年3月26日付け法務省矯正局成人矯正課補佐官名事務連絡）を発出し、調査結果を共有した。</p> <p>【令和2年度調査】</p> <p>調査期間（令和2年7月から9月）中に処遇施設としての刑執行開始時調査を受ける全受刑者のうち、調査への同意が得られ、日本語版SOGSの得点化に関する項目に欠損がない者（男子658名、女子202名）を分析し、ギャンブル等依存症問題を有する受刑者の概数及び特性を把握したほか、刑事施設における指導の実情や他省庁・地域における取組状況を調査し、その結果を取りまとめた（令和3年3月）。</p>	<p>ギャンブル等依存症問題を有する受刑者に関する概数調査の分析結果等を踏まえ、刑事施設におけるギャンブル等依存症問題を有する受刑者への対応方針について引き続き検討する必要がある。</p> <p>令和2年度調査の結果を、基礎資料として全国の刑事施設に共有する必要がある。</p>

VII 多重債務問題等への取組

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
1 貸金業・銀行業における貸付自粛制度の適切な運用の確保及び当該制度を必要とする者への的確な周知の実施【金融庁】			
<p>金融庁は、引き続き、モニタリング等を通じ、貸付自粛制度の適切な運用を確保する。</p> <p>また、令和元年度中に、貸付自粛制度の適切な運用を確保するため、民間金融機関団体と協力して、効果的な周知方法を検討・実施。</p>	<p>当該制度について、モニタリング等を通じ、適切な運用を確保した。</p> <p>また、当該制度を運営する民間金融機関団体と連携して、周知用チラシを利用者の目につきやすい場所に設置するなど、民間金融機関団体や各金融機関等において周知を促進した。</p> <p>加えて、貸付自粛申告又はその撤回の申込みがあった際、送付する書類にギャンブル等依存症に関する相談拠点を記載した当庁リーフレットを同封することとし、民間金融機関団体からギャンブル等依存症に関する相談拠点につなげる取組を推進した。</p>	<p>○貸金業・銀行業における貸付自粛制度の運用状況【令和元・2年度】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・問合せ件数（令和元年度中→令和2年度中） 5,239件 → 3,424件 ・登録件数（令和元年度中→令和2年度中） 2,717件 → 2,530件 <p>※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。</p> <p>○金融庁及び業界団体における広報実績【令和元・2年度】</p> <p>〈令和元年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報 ・ギャンブル等依存症問題啓発週間におけるポケットティッシュ配布 ・貸付自粛制度に関するチラシを全国の消費生活センターに配布 ・関東地区及び近畿地区における鉄道広告の実施 ・スポーツ紙への広告掲載 <p>〈令和2年度〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政府広報 ・金融庁ウェブサイトを活用した啓発 ・鉄道広告、インターネット広告の実施 ・消費生活センター等へのポスター配布 ・公営競技団体等各種団体に対する貸付自粛制度に関する広報を実施 	<p>貸付自粛制度の運用実績について引き続きモニタリングを行いつつ、相談・治療機関等へ効果的な周知を行う必要がある。</p>

基本計画 【目標と具体的取組】	目標の達成状況	具体的な取組実績等	課題等
2 ギャンブル等依存症に関する相談拠点と民間金融機関団体との連携促進【金融庁】			
<p>金融庁は、民間金融機関団体における相談窓口とギャンブル等依存症に関する相談拠点との連携を促進するため、平成31年3月に改訂したギャンブル等依存症に関する対応マニュアルの活用を推進。民間金融機関団体の研修参加を促進。</p>	<p>ギャンブル等依存症対策についての専門的な知見を有する講師による、全銀協及び貸金業協会の相談員向け研修を実施した。 令和2年3月に改訂したマニュアルの内容も踏まえ、民間金融機関団体と連携し、相談員向けの研修を実施した。</p>	<p>○日本貸金業協会・全国銀行協会における対応 ・相談受付総数(令和元年度中→令和2年度中) 32,757件 → 34,709件 ・ギャンブル等依存症に関する相談拠点への紹介件数(同上) 700件 → 685件 ※日本貸金業協会・全国銀行協会集計による。</p>	<p>各金融機関等におけるギャンブル等依存症に関する相談拠点の周知などの取組について、引き続き検討し、必要に応じて、マニュアルの内容の充実を図る。</p>
3 違法に行われるギャンブル等の取締りの強化【警察庁】			
<p>警察庁は、令和元年度中に、都道府県警察に対して、違法なギャンブル等の取締りの指示を徹底するなどにより、違法なギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進。</p>	<p>警察庁は都道府県警察に対し、違法なギャンブル等の取締りについての指示を徹底した。</p>	<p>○ゲーム機等使用賭博事犯の検挙状況 (令和元年中) : 52件、351人 (令和2年中) : 55件、348人</p>	<p>引き続き、違法な賭博店等に係る情報の収集に努め、厳正な取締りを実施することで、違法ギャンブル等の排除と風俗環境の浄化を推進していく必要がある。</p>

